

すべての子どもと子育て家庭に届く 支援の実現に向けて



2023年3月30日

度 山 徹

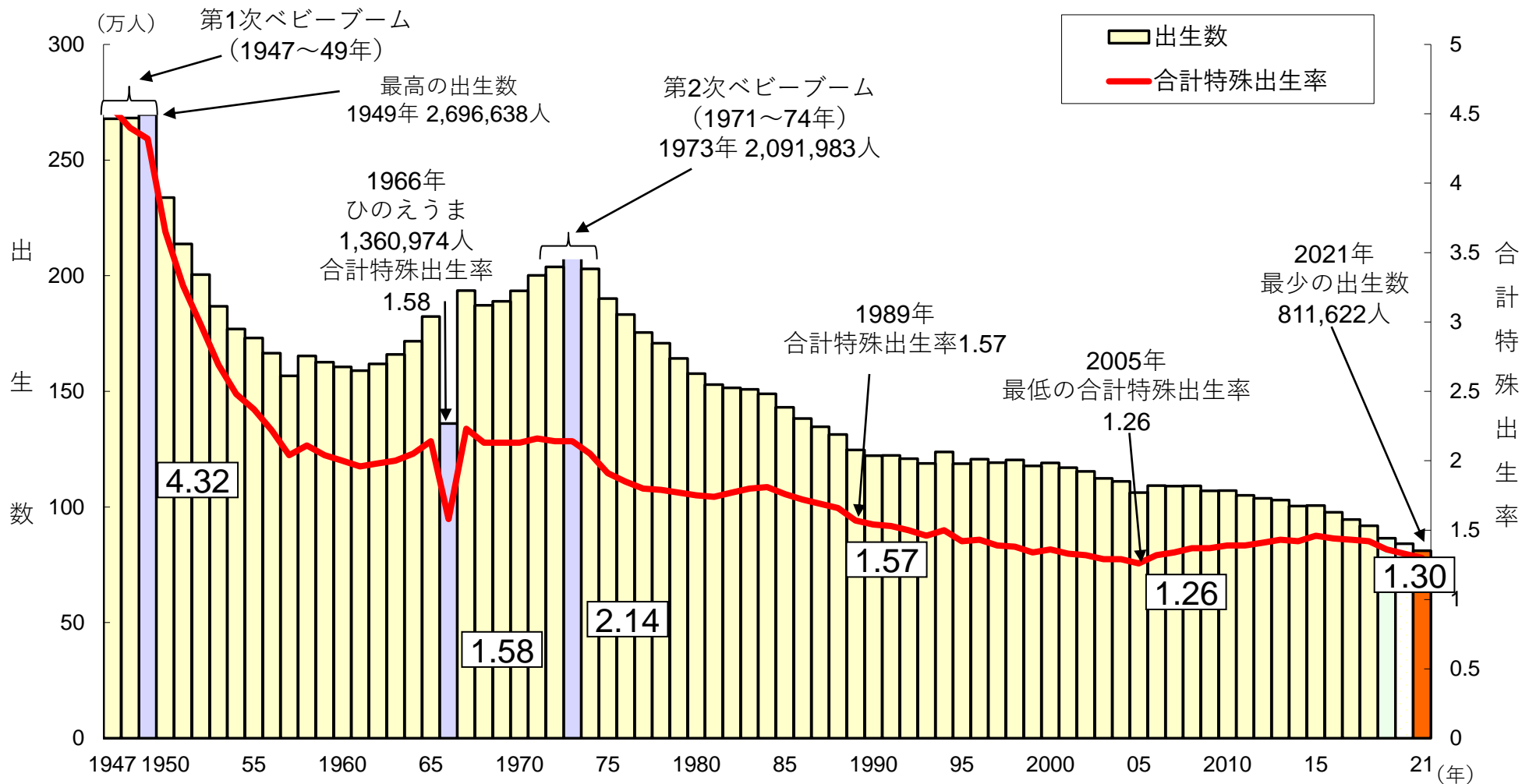
【プロフィール】

- 1988年4月に厚生省（当時）に入省。
- これまで、雇用均等・児童家庭局、老健局、年金局、社会保障担当参事官室、内閣府（経済社会システム）などに在籍し、児童手当や保育制度の検討、介護保険制度の導入、2004年年金制度改正、「子ども・子育て応援プラン」や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定、個別的・包括的・継続的支援としての「パーソナル・サポート・サービス」のモデルプロジェクトの実施、社会保障・税一体改革、2014年及び2019年年金財政検証とそれを踏まえた制度改正の議論、2040年を見据えた社会保障の将来見通しの作成などに従事。
- 現職：厚生労働省 大臣官房地域保健福祉施策特別分析官

I 出産・子育てをめぐる大きな環境変化

わが国の出生数と出生率の推移

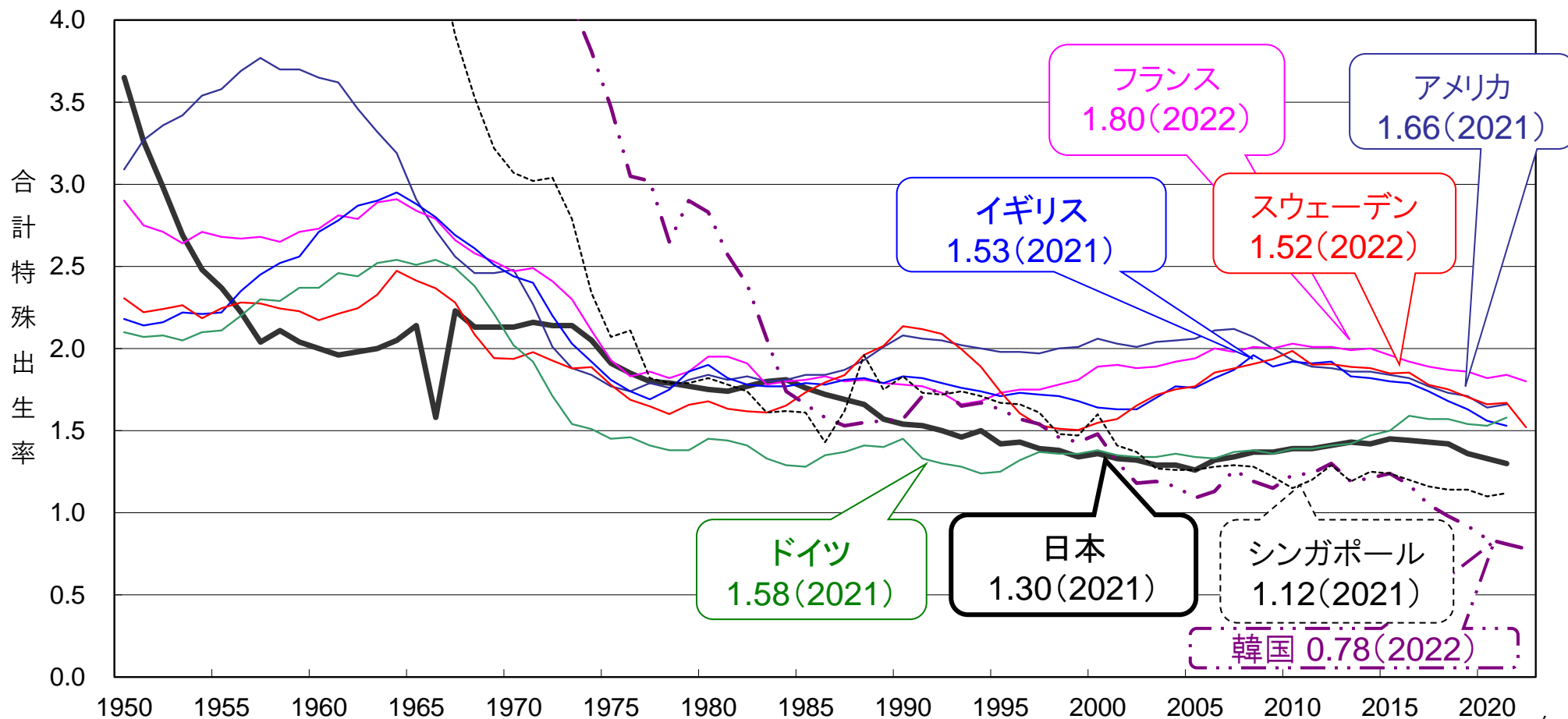
- 2021年の出生数は81万1,622人で、前年比29,213人減少。
- 2021年の合計特殊出生率は1.30で前年比0.03ポイント低下。



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

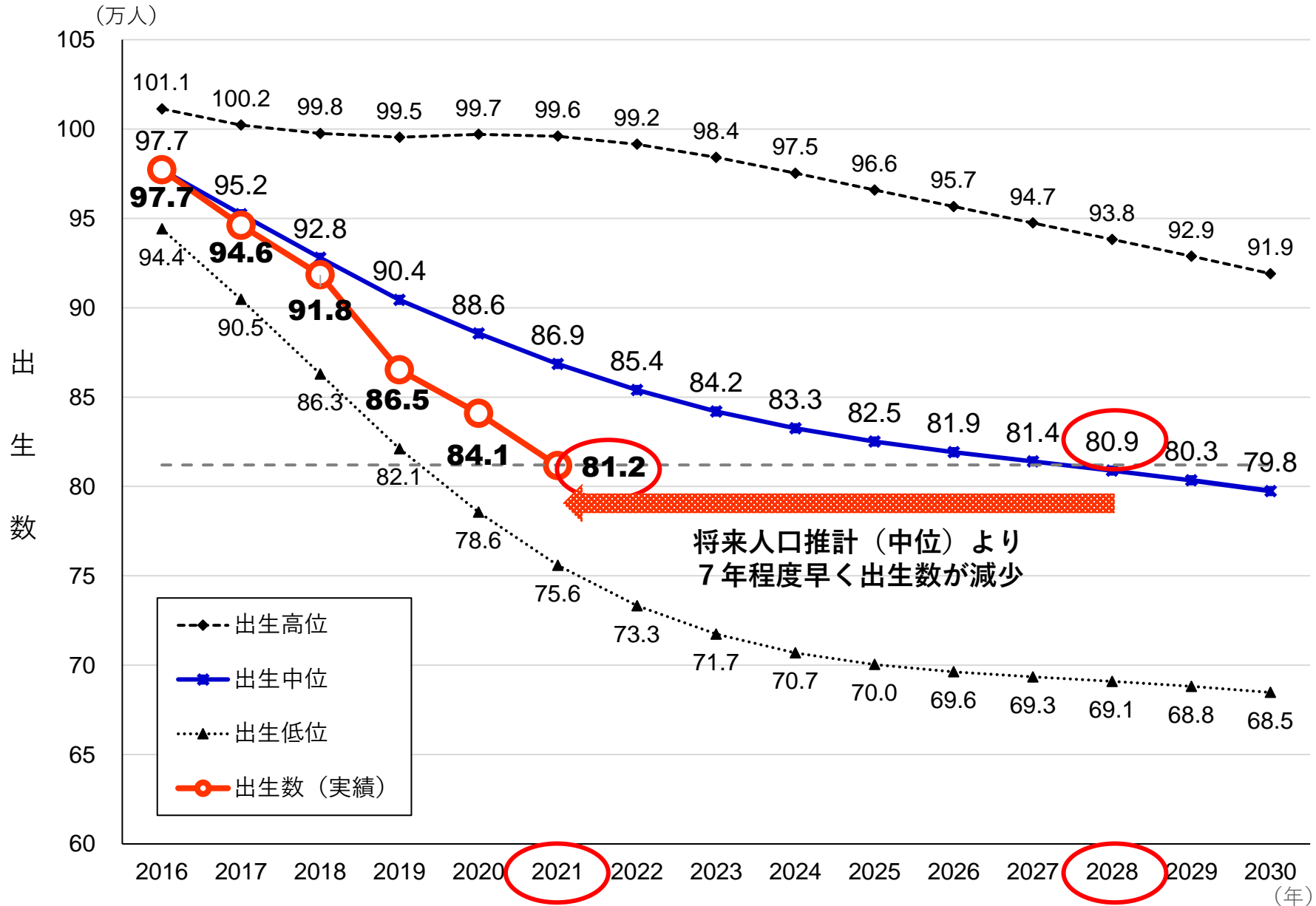
合計特殊出生率の推移の国際比較

- 我が国の出生率を諸外国と比較すると、ドイツや南欧・東欧諸国、アジアNIESとともに、国際的にみて最低の水準。
- 2006年に最低の1.26を記録して以降は、水準が若干回復し、近年は1.4台で推移していたが、2021年には1.30と低下。依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。



(資料) 日本：厚生労働省「人口動態統計」、アメリカ：National Center for Health Statistics “Births: Final Data for 2021”、イギリス：Office for National Statistics “Vital Statistics in the UK: births, deaths and marriages, 2021”、フランス：Insee “Bilan démographique 2022”、ドイツ：Federal Statistical Office in Germany “Total period fertility rate”、スウェーデン：Official Statistics of Sweden “Age-specific fertility rates, 1911-2022”、韓国：Statistics Korea “2022 Population Trend Survey Birth and death statistics (provisional)”、シンガポール：Singapore Department of Statistics “Population Trends 2022”

近年の出生動向（2017年人口推計との比較）



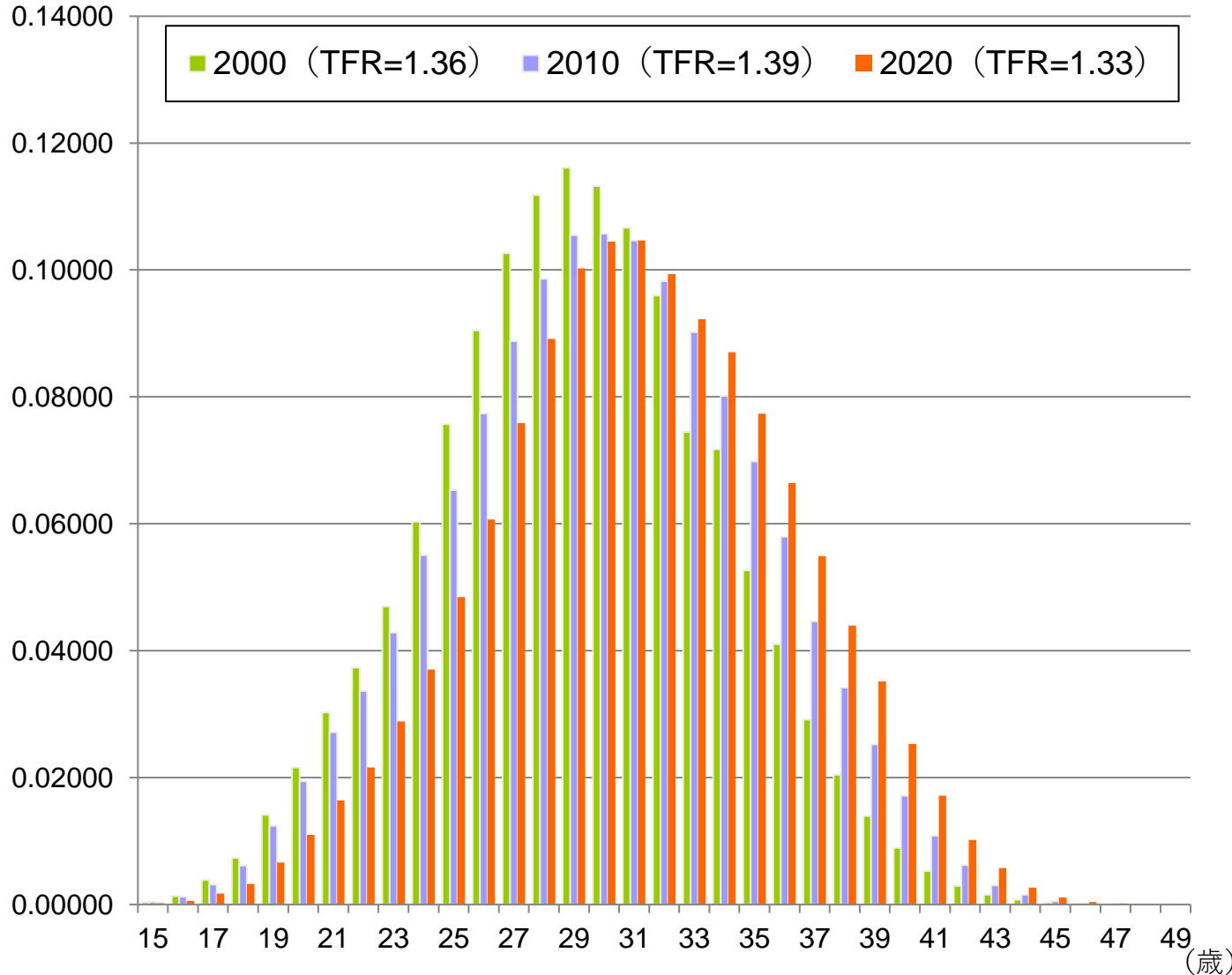
(注) 将来人口推計は死亡中位で、日本における日本人の出生数

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (2017年推計)」、厚生労働省「人口動態統計」

子育てをめぐる状況の変化① ～出産年齢の上昇～

【年齢別出生率の変化】

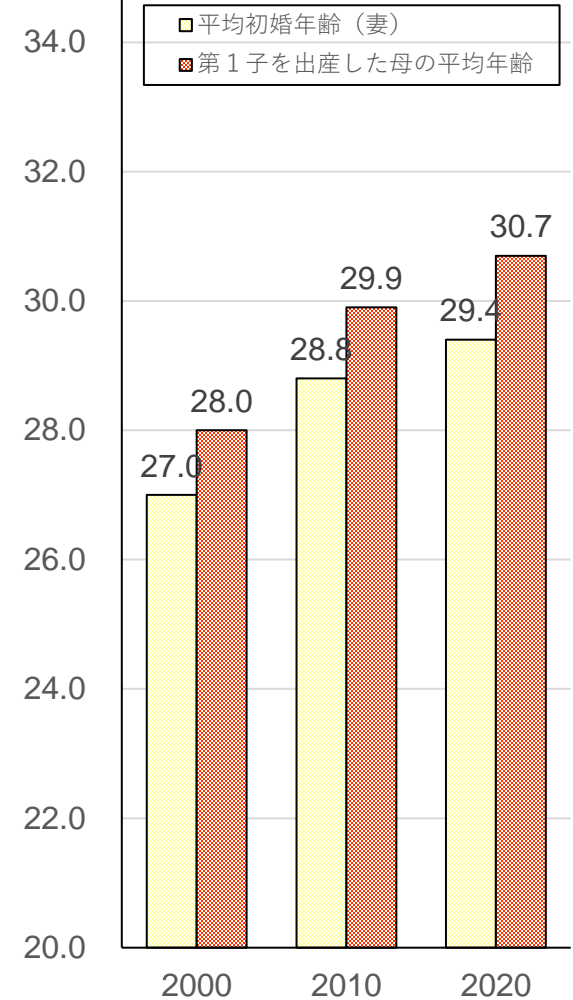
(年齢別出生率)



(注) 縦軸は年齢別の出生率 (当該年齢の女性の出生数/当該年齢の女性の数)

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 (2022) 「全国人口の再生産に関する主要指標：2021年人口動態統計」 『人口問題研究』 78-4

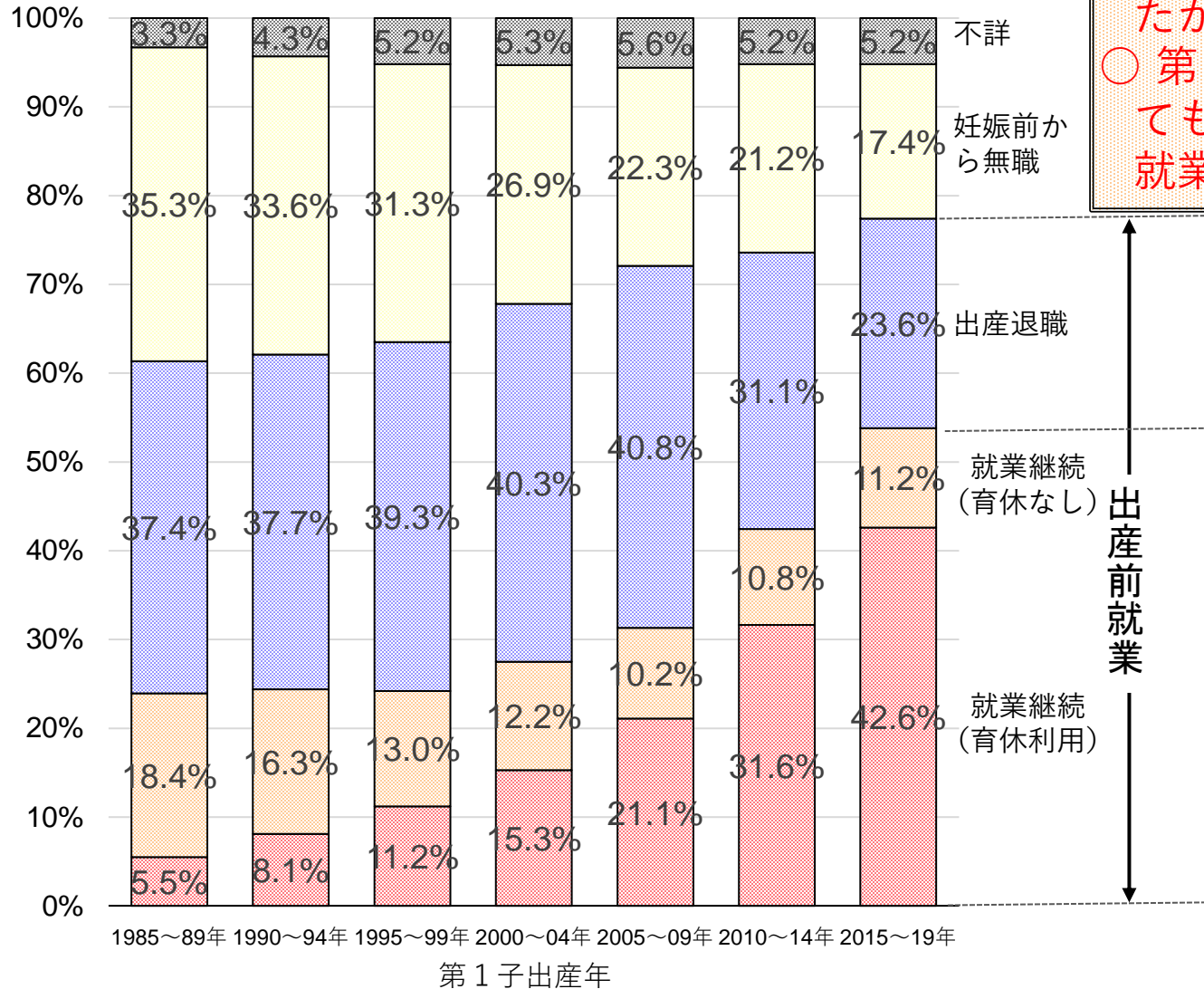
【平均初婚年齢、第1子出産年齢の変化】



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

子育てをめぐる状況の変化② ～女性の就業継続率の上昇～

【第1子出産前後の妻の就業変化】



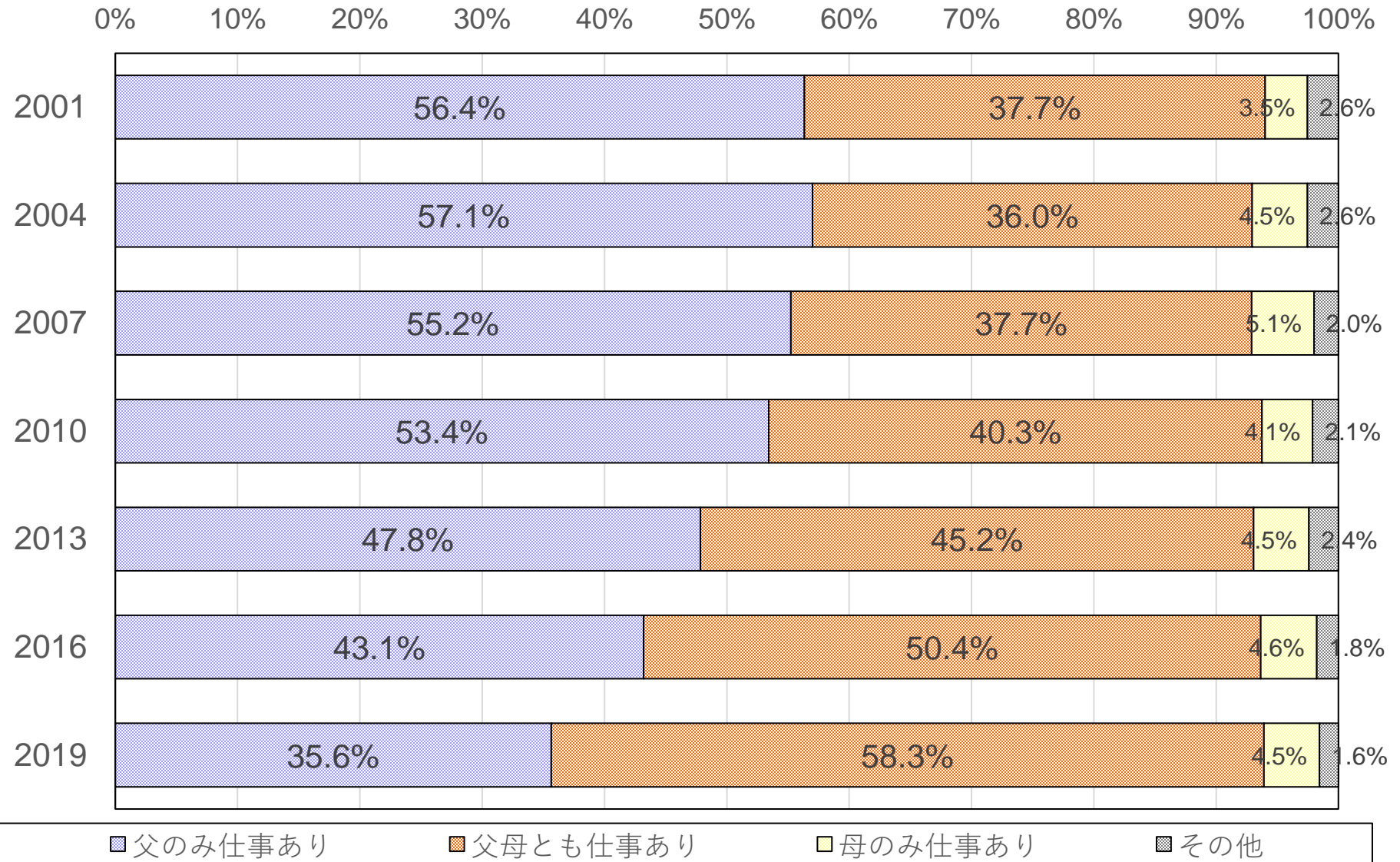
○ かつては妊娠時に就業していた女性の半数以上が出産退職していたが、現在は7割近くが就業継続
 ○ 第1子を出産した女性全体でもその半数以上が出産前後での就業を継続

妊娠時に就業していた妻のうち出産退職した割合
 60.8% (1985～89年)
 → 30.5% (2015～19年)

妊娠時に就業していた妻のうち就業継続した割合
 39.2% (1985～89年)
 → 69.5% (2015～19年)

子育てをめぐる状況の変化③ ～共働き世帯の増加～

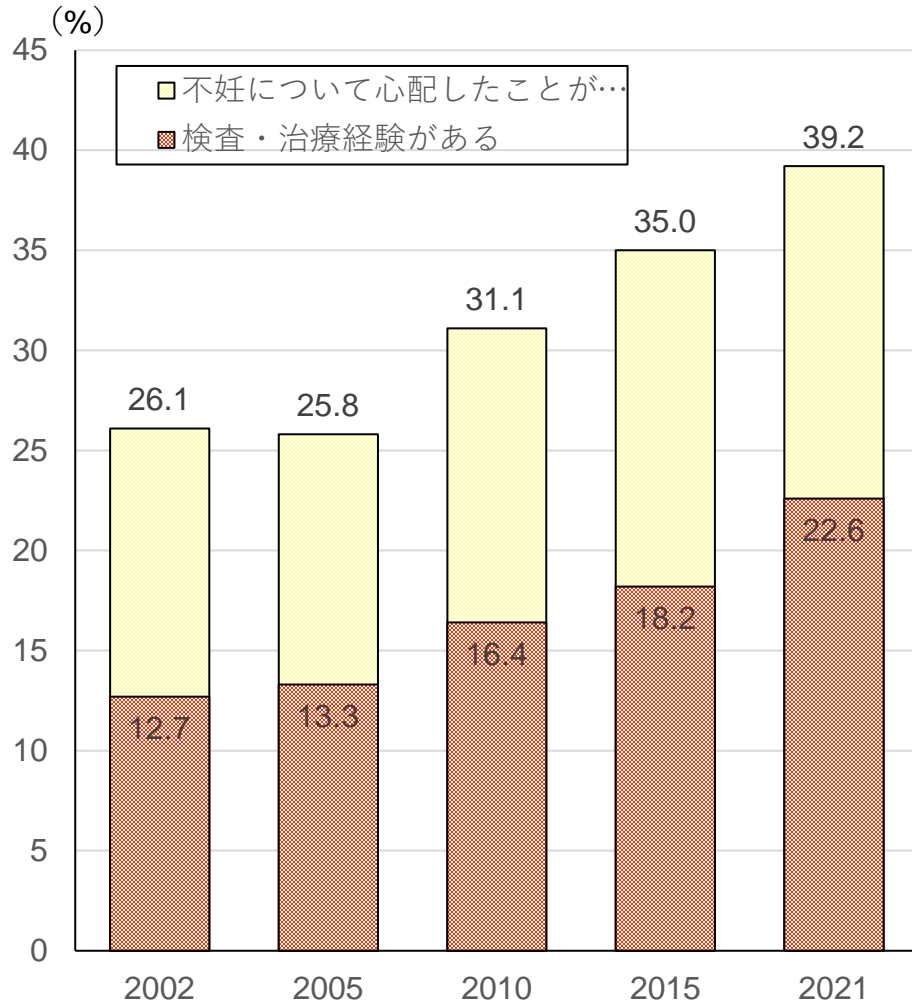
【乳幼児のいる世帯の父母の就労状況】



(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

子育てをめぐる状況の変化④ ～妊娠をめぐる状況変化～

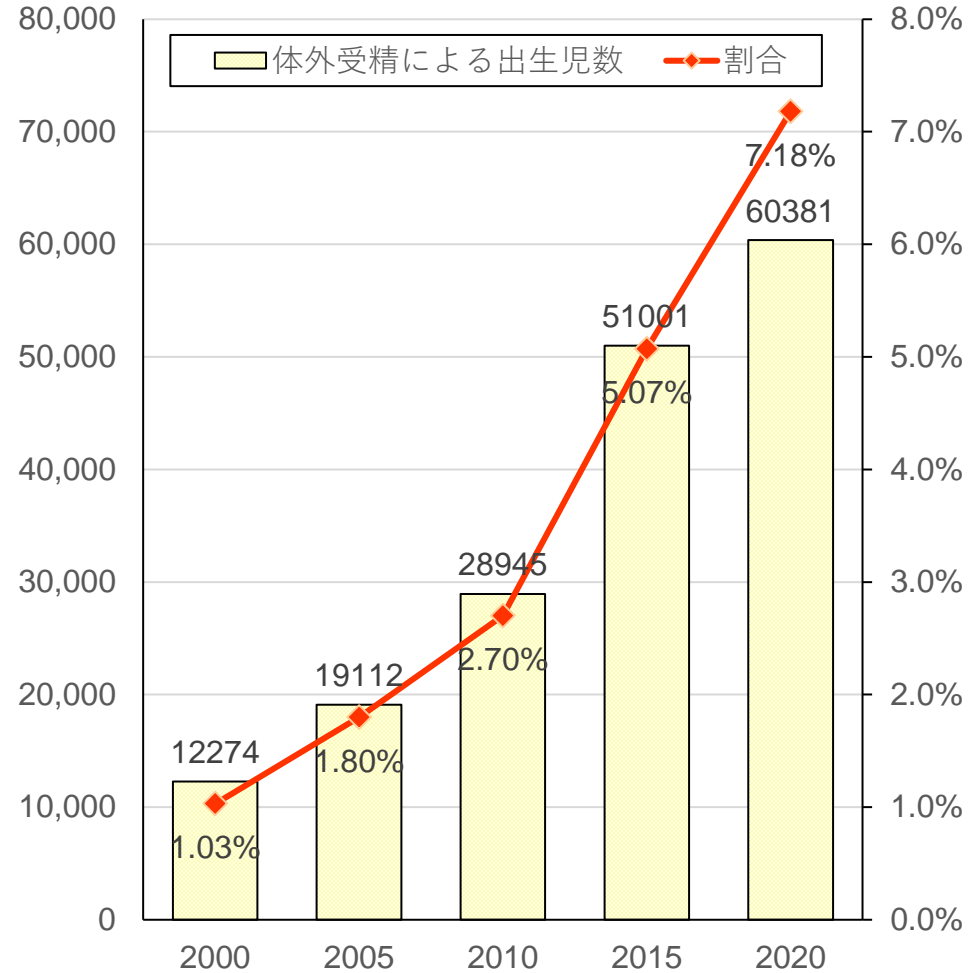
【不妊を心配した夫婦、治療・検査経験がある夫婦の割合】



(注) 調査対象は、調査時に妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。「検査・治療経験がある」は「現在、検査や治療を受けている」を含む。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 (2022) 「第16回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査) 結果の概要」

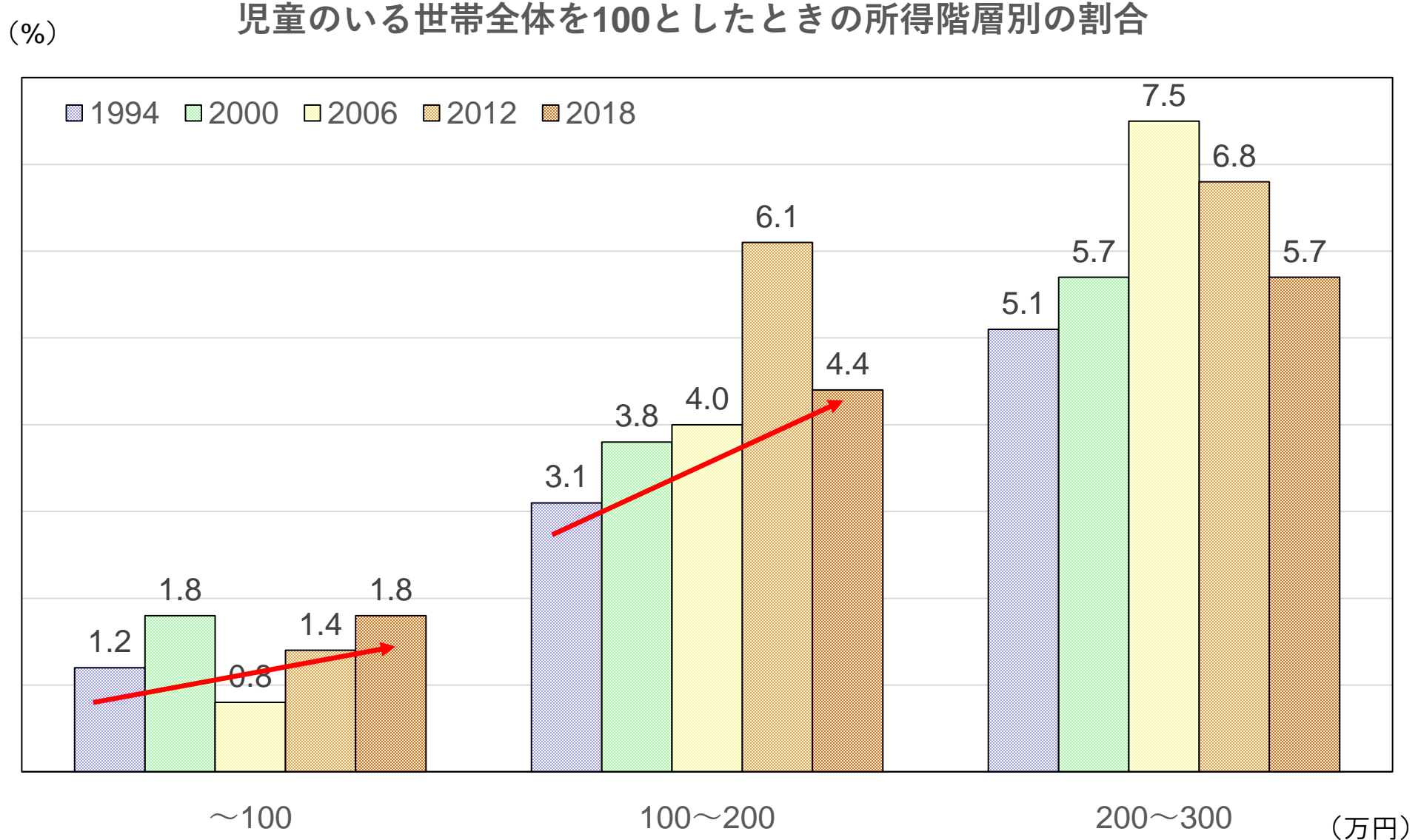
【体外受精による出生児数の推移】



(注) 体外受精出生児数は、新鮮胚 (卵) を用いた治療数、凍結胚 (卵) を用いた治療及び顕微授精を用いた治療の合計。

(資料) 日本産科婦人科学会 (2022) 「2020年ARTデータブック」、厚生労働省「人口動態統計」により作成

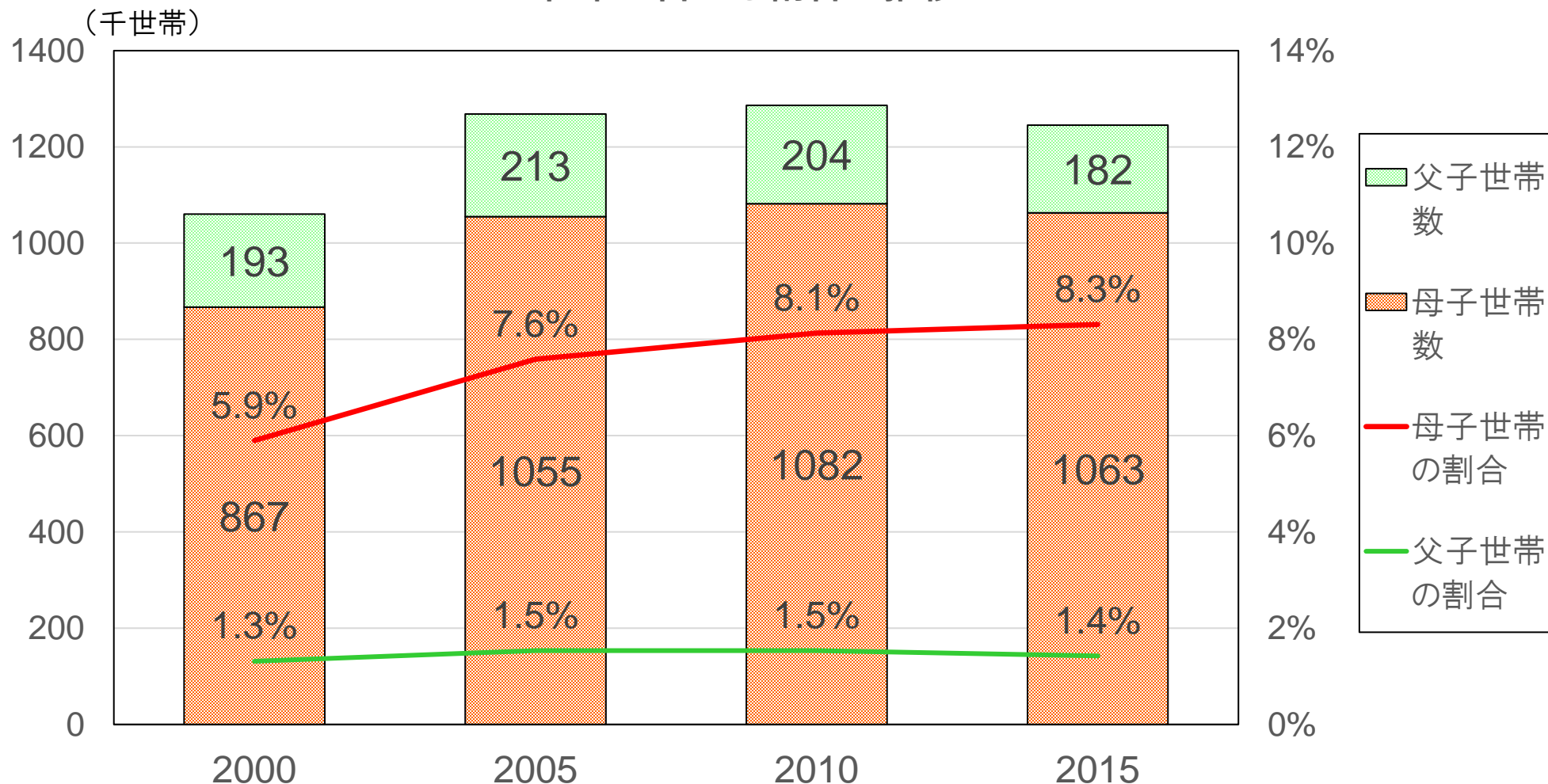
子育てをめぐる状況の変化⑤ ～児童のいる世帯の所得の変化～



(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

子育てをめぐる状況の変化⑥ ～ひとり親世帯の増加～

母子世帯数、父子世帯数と20歳未満世帯員のいる世帯に占める割合の推移



(注) 母子(父子)世帯は、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯と、それらに他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)のいる世帯を含めた世帯

Ⅱ 子ども・子育て支援の課題と 国の政策の動向

全世代型社会保障の基本的考え方

1. 目指すべき社会の将来方向

① 「少子化・人口減少」の流れを変える

- ・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題
- ・子どもを生み育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音
- 最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力で整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、子どもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

② これからも続く「超高齢社会」に備える

- ・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する
- ・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

③ 「地域の支え合い」を強める

- ・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築が必要

2. 全世代型社会保障の基本理念

① 「将来世代」の安心を保障する

「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要。

② 能力に応じて、全世代が支え合う

年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。

③ 個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。

④ 制度を支える人材やサービス提供体制を重視する

人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。

⑤ 社会保障のDXに積極的に取り組む

社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要。

3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

○ 時間軸の視点

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。（「今後の改革の工程」を提示。）

○ 地域軸の視点

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

1. こども・子育て支援の充実**(1) 基本的方向**

- これまで、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化などに取り組み、大きな成果も見られるが、少子化の流れを変えるには至っておらず、少子化の危機的な状況から脱却するための更なる対策が必要
- 今後、こども家庭庁の下で「こども大綱」を策定する中で、特に、現行制度で手薄な0～2歳児へのきめ細やかな支援が重要との認識の下、「未来への投資」として、社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築すべき
- 恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、「骨太の方針2022」の方針に沿って、全ての世代でこどもや、子育て・若者世代を支えるという視点から、支援策の更なる具体化とあわせて検討すべき
- まずは(2)に掲げる支援策の具体化に取り組み、これも含め、こどもの視点に立って、必要なこども政策が何か、体系的にとりまとめることが重要であり、来年度の「骨太の方針」において、将来的にこども予算の倍増を目指していく上での当面の道筋を示していく必要
- 0～2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要

(2) 取り組むべき課題**① 全ての妊産婦・子育て世帯支援**

- ・ 妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実(0～2歳児の支援拡充) ☆★
- ・ 全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備 ★
- ・ 出産育児一時金の引上げ(42万円→50万円)と出産費用の見える化(後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みの導入を含む) ☆
- ・ 不妊治療等に関する支援 ★

② 仕事と子育ての両立支援(「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の是正)

- ・ 育児休業後において切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、予め保育の枠を確保できる入所予約システムの構築 ★
- ・ 子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進 ★
- ・ 育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設 ★
- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への更なる支援 ★
- ・ 自営業者やフリーランス・ギグワーカー等の育児休業給付の対象外である方々への育児期間中の給付の創設 ★

(3) 今後の改革の工程**① 足元の課題**

- ・ (2) ☆の項目

② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

- ・ (2) ★の項目
- ・ 「骨太の方針2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
- ・ 0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充など幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実について恒久的な財源とあわせて検討

岸田総理指示（2023.1.6）

○ こども政策の強化について、検討を加速するため、本年4月のこども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で、一昨日の伊勢の会見で示した3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途に、具体的なたたき台をとりまとめていただきたい。

（参考）対策の基本的な方向性

- 1) 児童手当を中心に**経済的支援を強化**すること。
- 2) 学童保育や病児保育を含め、**幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化**を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、**全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充**を進めること。
- 3) **働き方改革の推進とそれを支える制度の充実**を図ること。女性の就労は確実に増加した。しかし、女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠である。その際、育児休業制度の強化も検討すること。

○ 検討に当たっては、小倉大臣の下に**関係省庁と連携した体制**を組むとともに、**学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者**から、**広く意見を聞き、大胆に検討**を進めてもらいたい。節目節目で、自分も直接、話を聞く。よく相談していきたい。

○ **小倉大臣によるたたき台の内容を踏まえ、4月以降、自分（総理）の下で更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示する。**

こども政策の強化に関する関係府省会議（令和5年1月19日）

1. 趣旨

こども政策については、こども家庭庁創設後、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づくこども大綱を令和5年秋頃を目途に閣議決定し政府を挙げて総合的に推進することとしているところ、それに先立ち、令和5年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示すこととしている。このため、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）や「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論も踏まえつつ、**「未来への投資」であるこども政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進めるべき事項について集中的に検討**するため、こども政策担当大臣の下、関係府省から成る、こども政策の強化に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 児童手当を中心とした経済的支援の強化
- (2) 幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充
 - ・学童保育や病児保育を含め、量・質両面からの強化
 - ・伴走型支援、産後ケア、一時預かりなどのサービスの拡充等
- (3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実
 - ・育児休業制度の強化等

【構成員】

座長	こども政策担当大臣
座長代理	内閣官房こども家庭庁設立準備室長
構成員	内閣官房：こども家庭庁設立準備室次長、全世代型社会保障構築本部事務局長
	内閣府：政策統括官（経済社会システム担当）、政策統括官（政策調整担当） 男女共同参画局長、子ども・子育て本部統括官
	総務省：大臣官房審議官(財政制度・財務担当)
	財務省：主計局次長
	文部科学省：総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長
	厚生労働省：職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、政策統括官（総合政策担当）
	国土交通省：住宅局長

第1回：1月19日

全世代型社会保障構築本部決定について
今後の進め方について

第2回：2月7日

有識者ヒアリング①
児童手当を中心とした経済的支援の強化

第3回：2月20日

有識者ヒアリング②
幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充

第4回：3月22日

有識者ヒアリング③
働き方改革の推進とそれを支える制度の充実
こども政策の推進に係る有識者会議からの報告

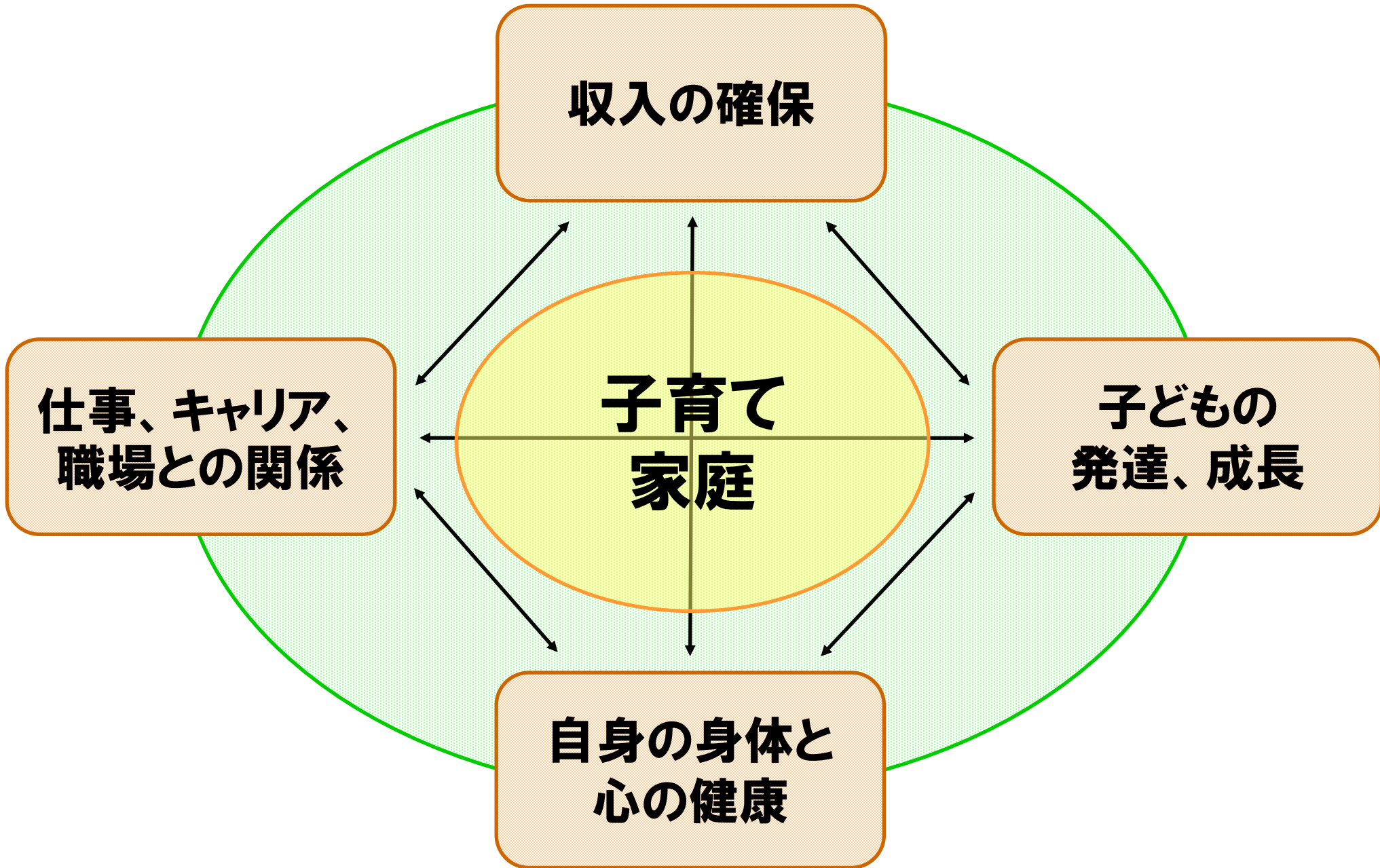
第5回：3月28日

有識者ヒアリング④
こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、多様な支援ニーズへの対応

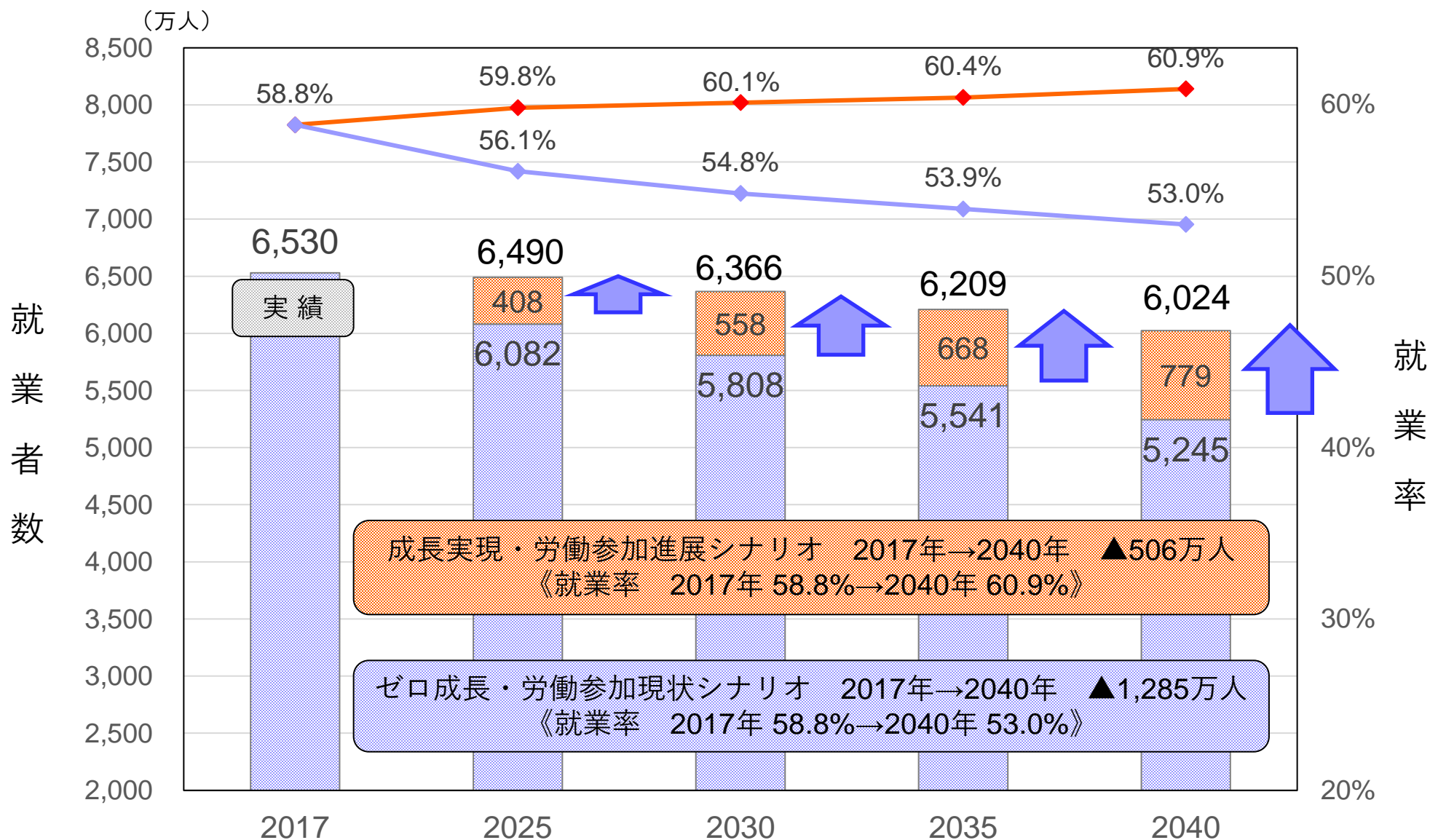
3月末目途 たたき台の取りまとめ

Ⅲ 男女が共に働き子育てする社会が 求める家族政策とは

子育て家庭が直面する様々な問題



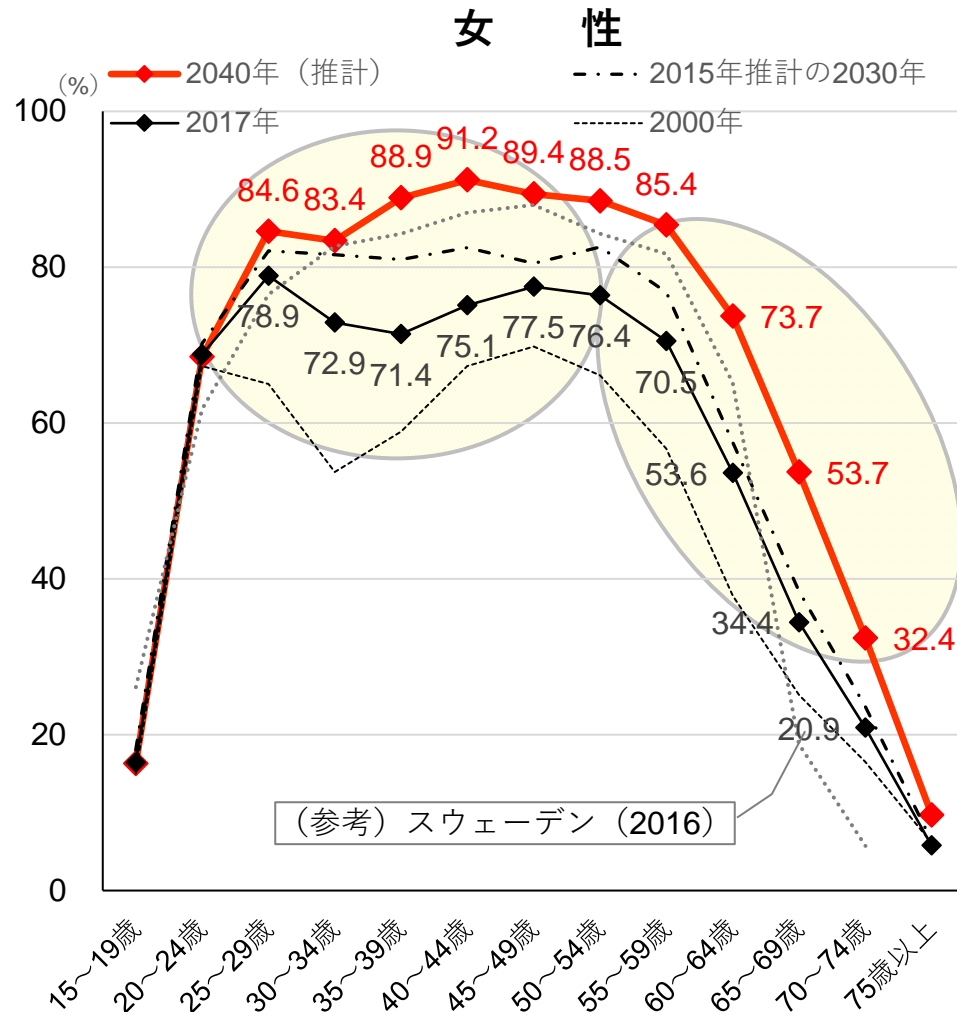
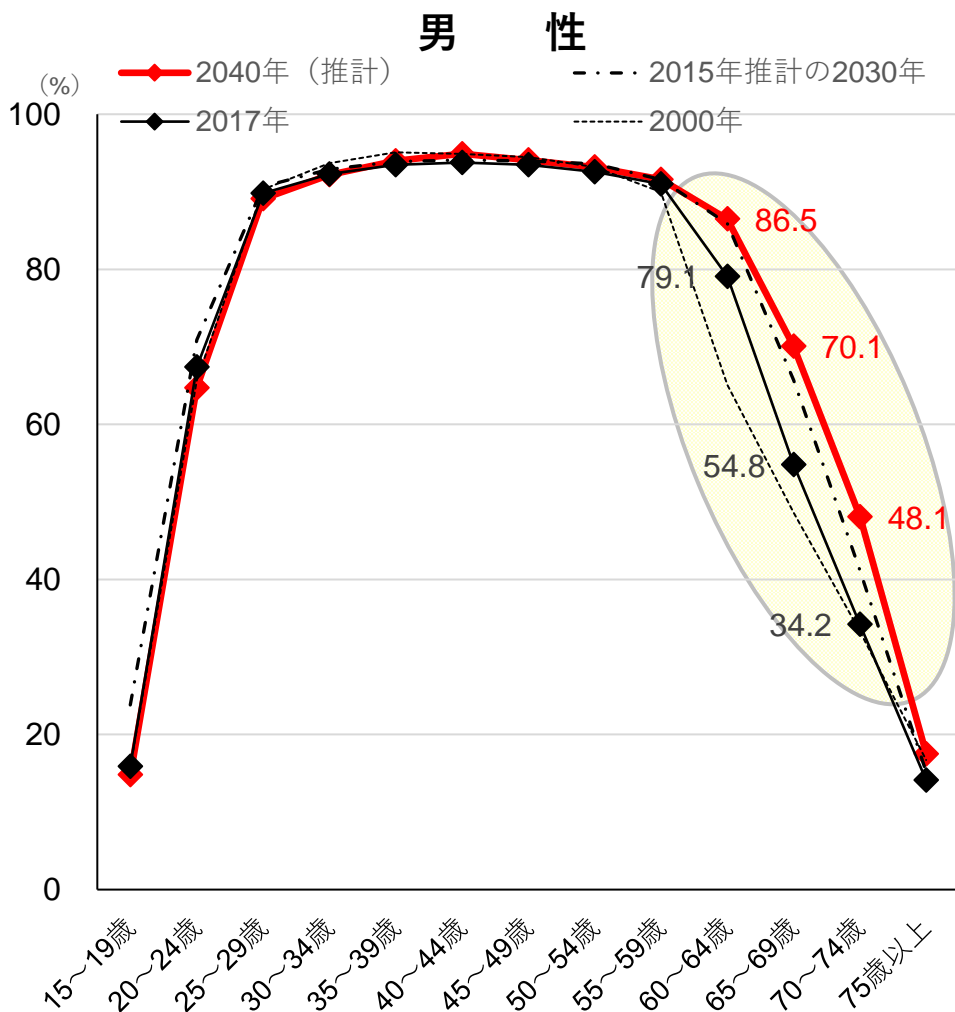
労働力需給推計による就業者数の推移



(資料) 労働政策研究・研修機構 (2019) 「労働力需給の推計—労働力需給モデル (2018年度版) による将来推計—」
(2017年実績値は総務省「労働力調査」)

性別・年齢階級別にみた就業率の変化と今後の見通し

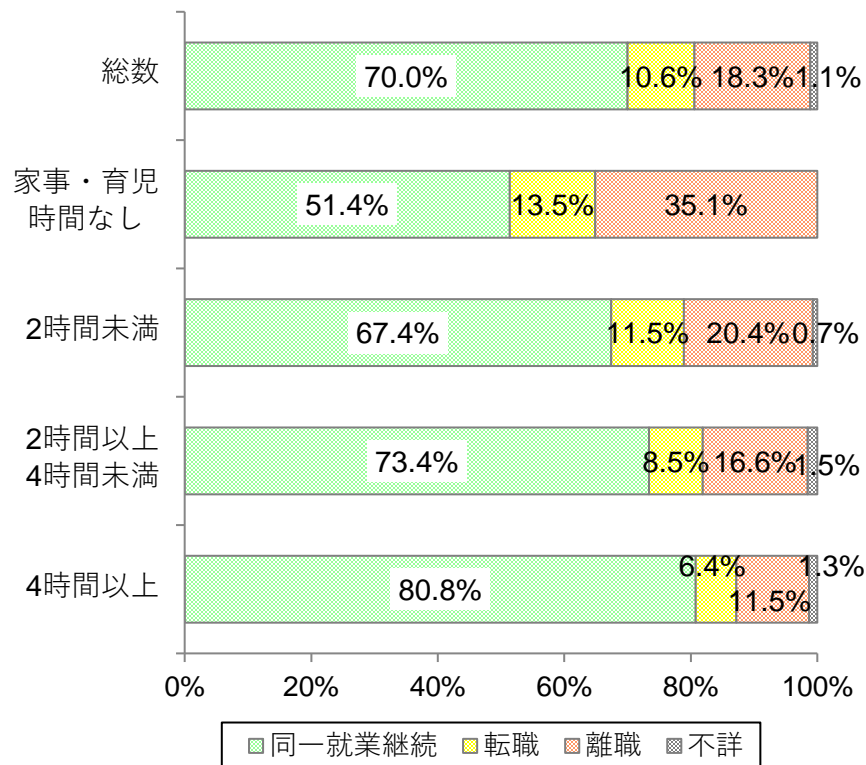
- 性別・年齢別の就業率をみても、近年、女性及び高齢者といった時間等に制約を持つ層の就業参加が進展しており、将来推計においてもこうした層の労働参加が一層進展することが見込まれている。
- 最新の労働力需給推計では、多様な雇用の受け皿が整備されることにより、柔軟な働き方を選択する者が増加し、短時間雇用者比率は2017年27.9%から2040年42.7%まで上昇することが想定されている。



(資料) 2000年、2017年は総務省「労働力調査」(ただし70~74歳及び75歳以上は、(独)労働政策研究・研修機構推計)、2040年は労働政策研究・研修機構(2019)「労働力需給の推計—労働力需給モデル(2018年度版)による将来推計—」(成長実現・労働参加進展シナリオ)

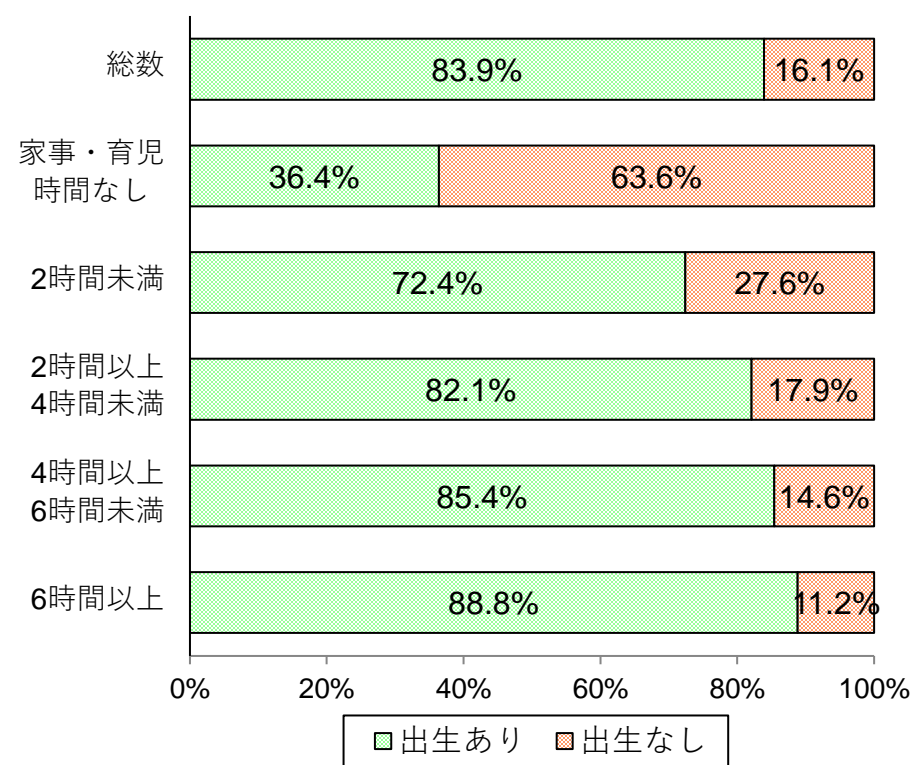
男性の家事・育児参加の重要性

【夫の平日の家事・育児時間別にみた
妻の出産前後の継続就業割合】



- (注) 1. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
 ① 第1回から第10回まで双方が回答した夫婦
 ② 第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が回答した夫婦
 ③ 妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
 2. 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
 3. 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

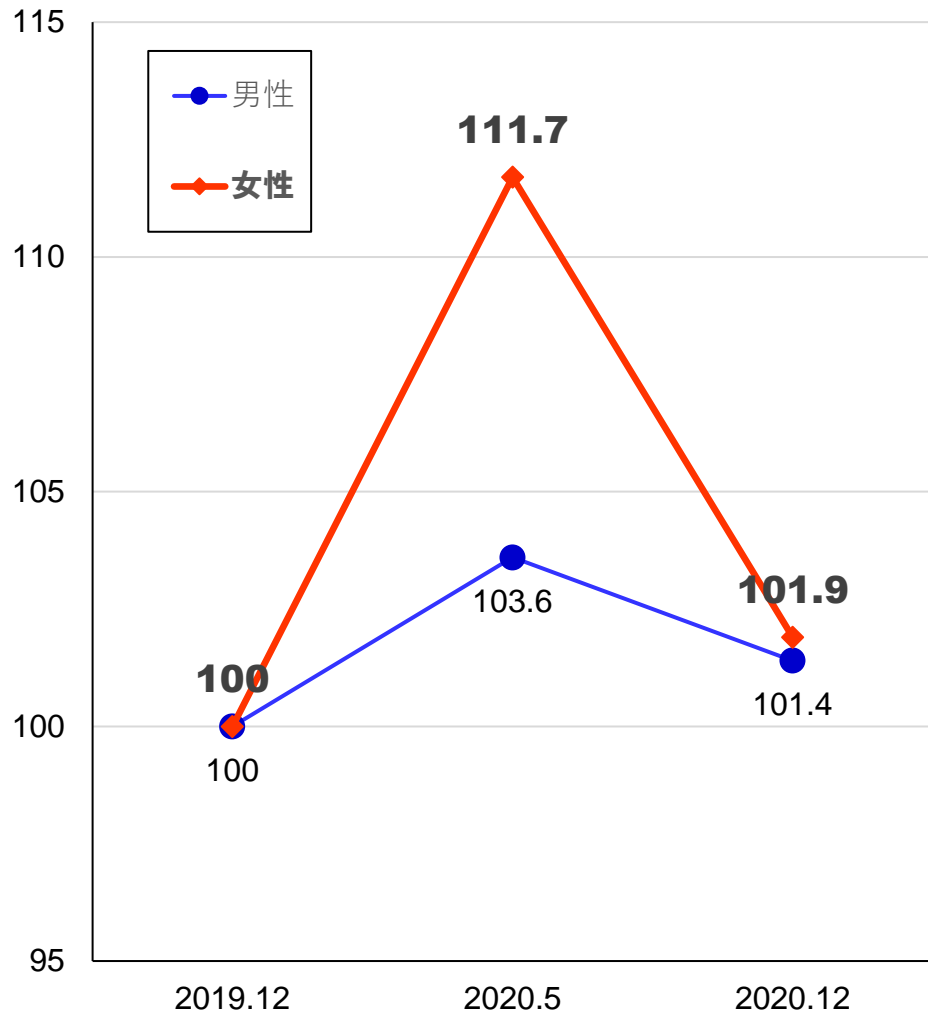
【夫の休日の家事・育児時間別にみた
第2子以降の出生割合】



- (注) 1. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
 ① 第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ② 第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ③ 出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
 2. 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
 3. 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
 4. 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

コロナ禍の中で増加した女性の家事・育児負担

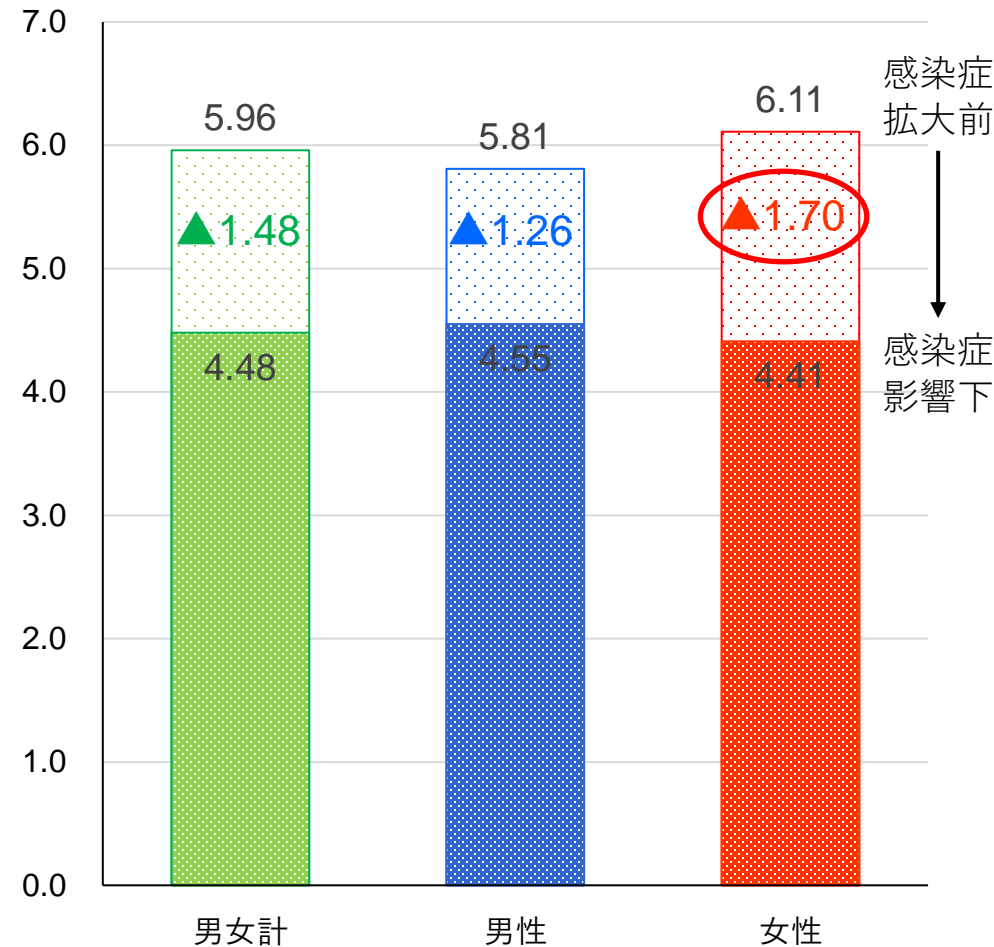
【家事・育児時間の変化の推移（平均値）】



(注) 2019年12月時点をもととして2020年5月、12月の調査時点の平均値。

(資料) 内閣府(2020)「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2020年12月24日)原票より厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室において作成

【新型コロナウイルス感染拡大前後の生活全体の満足度の変化】

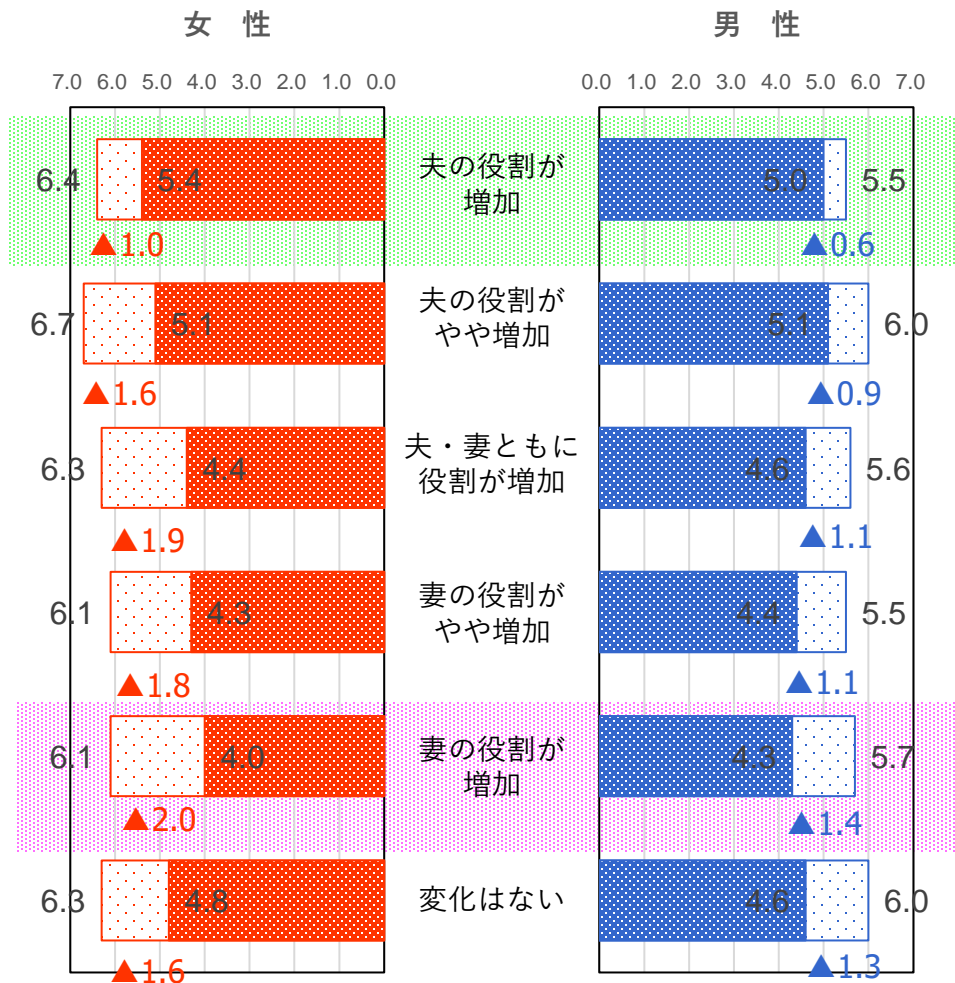


(注) ①新型コロナウイルス感染症拡大前の生活、②今回の感染症の影響下における生活について、それぞれ「全く満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点として質問した平均値

(資料) 内閣府(2020)「満足度・生活の質に関する調査」に関する第4次報告書(2020年9月11日)

コロナ禍で問われる夫婦の家事・育児の役割分担

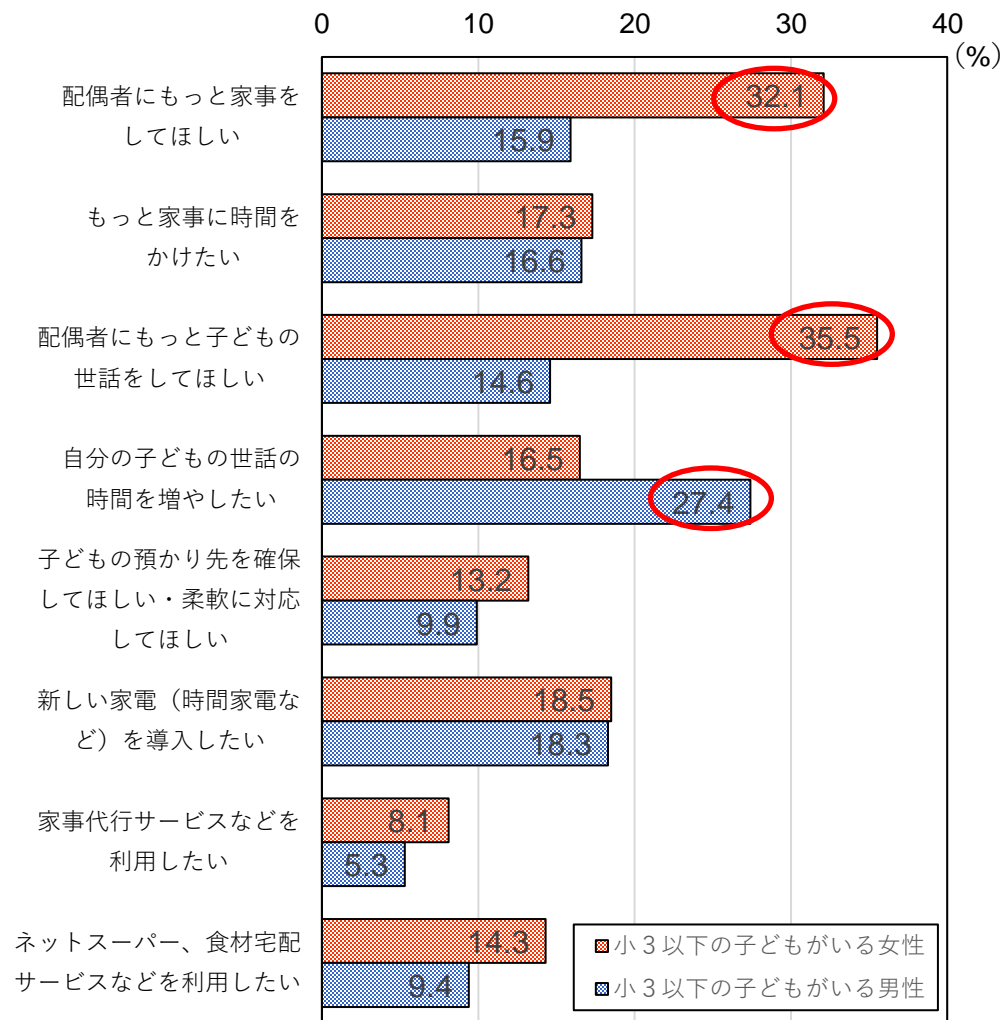
【夫婦の家事・育児時間の役割分担と生活満足度】



(注) ①新型コロナウイルス感染症拡大前の生活、②今回の感染症の影響下における生活について、それぞれ「全く満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点として質問した平均値

(資料) 内閣府(2020)「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2020年6月21日)

【第1回緊急事態宣言を経て、今後、家事・育児に望むこと】



(資料) 内閣府(2020)「令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」」

わが国の「家族規範」、「社会規範」と低出生率について

日本の男性の多くは、いまだに「稼ぎ手の足枷」と「職場の横暴」に縛られていて、職場の規範に従い、一生懸命働いて家族のためにお金を稼ぐことこそが、男性のあるべき姿だと思っている。

(略) 男性の生き方は高度経済成長期の「理想的な社員」のモデルからほとんど変わっていないが、女性の生き方は大きく変化した。結婚・出産後も働き続ける女性が多くなった。政府の政策と多くの企業の方針が変わったことにより、以前に比べれば、女性が家事や育児をこなしつつ、有償労働に携わりやすくなったのだ。

日本の政府や企業は、職をもつ母親たちのニーズに対応する一方で、父親たちには昔のままの硬直的な扱いを続けることにより、意図せずして、二人以上の子どもをもうけようとする夫婦が増えることを妨げているのかもしれない。女性の待遇だけ改めて、男性に同様の権利を認めなければ、共働き夫婦では、男性が仕事にすべてのエネルギーを注ぎ込んで疲れ果て、女性が有償労働を続けつつ、家事と育児の80~100%を担うことにより疲れ果てることは避けられない。

(略) 日本の出生率に悪影響を及ぼしているのは、男性が仕事と育児を両立させづらい状況を作り出している職場の方針や環境なのだ。日本の企業は、男性社員に「理想的な社員」であることを期待し、「男性は一家の主たる稼ぎ手でなくてはならない」という観念に合わせて行動するよう促してきた。(略) 日本の女性たちはおおむね、このような社会の「当たり前」を受け入れてきた。夫婦間の家事分担が著しく不均等な状況を、夫の厳しい職場環境を考えれば、合理的な選択だと考えてきたのである。

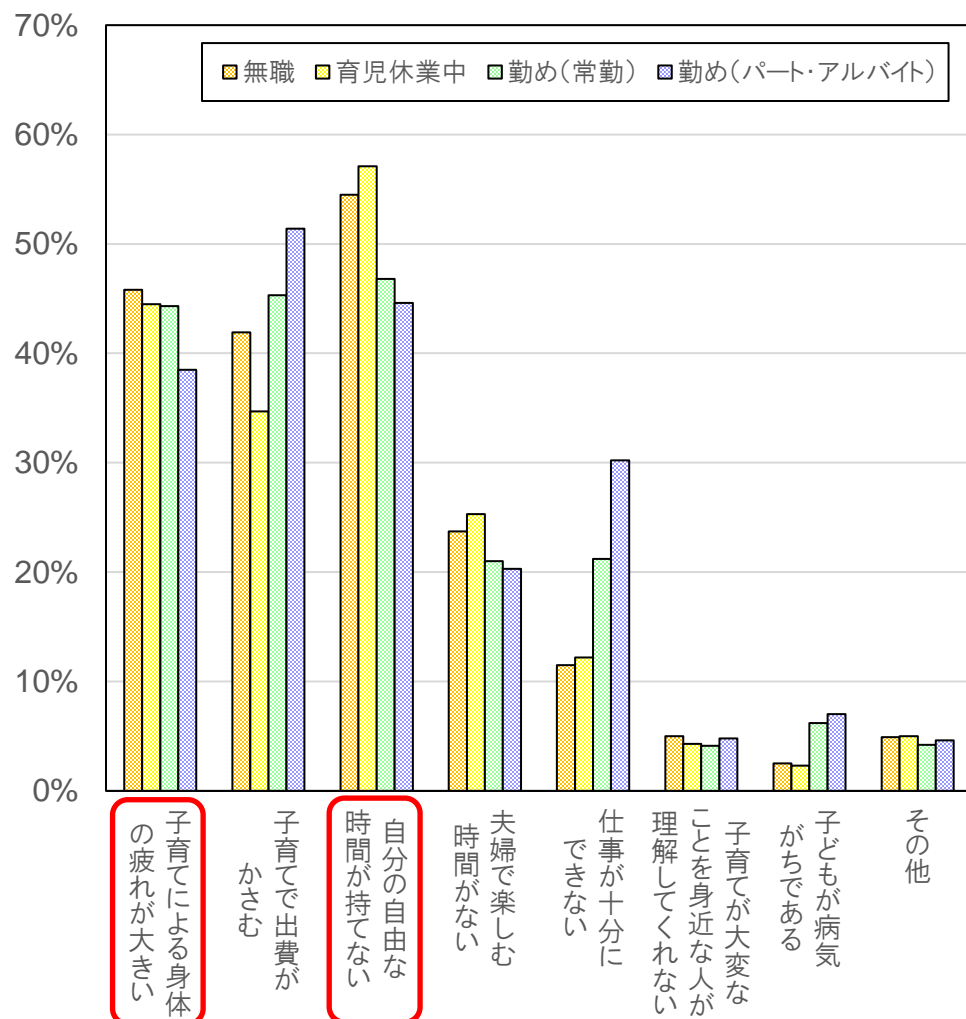
以上のような日本の男性、女性、雇用主の態度は、性別役割に関する固定観念をますます強固なものにしている。その結果、仕事と家庭の両立を支援する政策が採用されてはいても、母親たちはなかなか「理想的な社員」になれない。一方、父親たちは、職場の厳しい要求（しばしば多くの時間を奪われる）に対処しなくてはならず、出産後の妻を心身両面で支援することが難しい。

0～2歳児の時期の支援の課題

○ 子どもが小さい頃は、身体的、時間的、精神的負担が大きい（特に未就園で在宅で子育てしている家庭で）

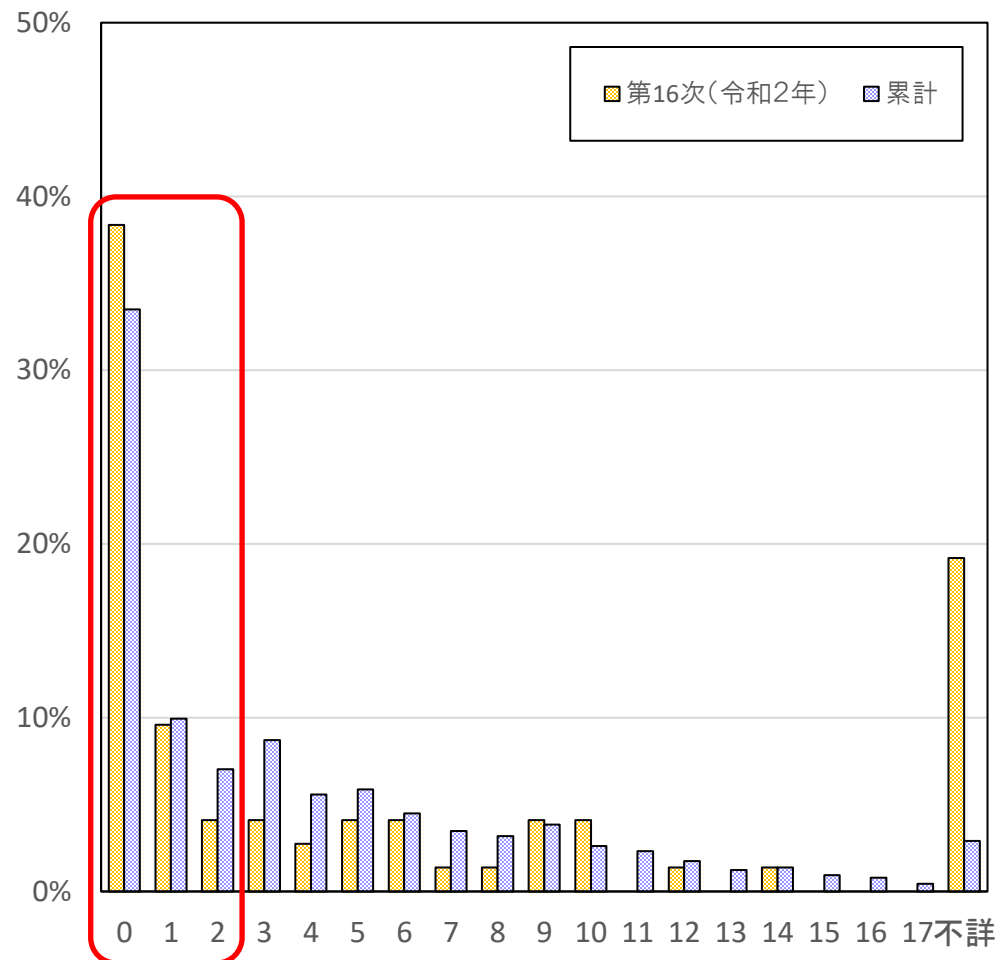
○ 児童虐待で命を落とす子どもの半数以上が0～2歳児（特に0歳児は3割以上）

【子育てで負担に思っていること（生後6か月時点）】



（資料）厚生労働省（2014）第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）結果

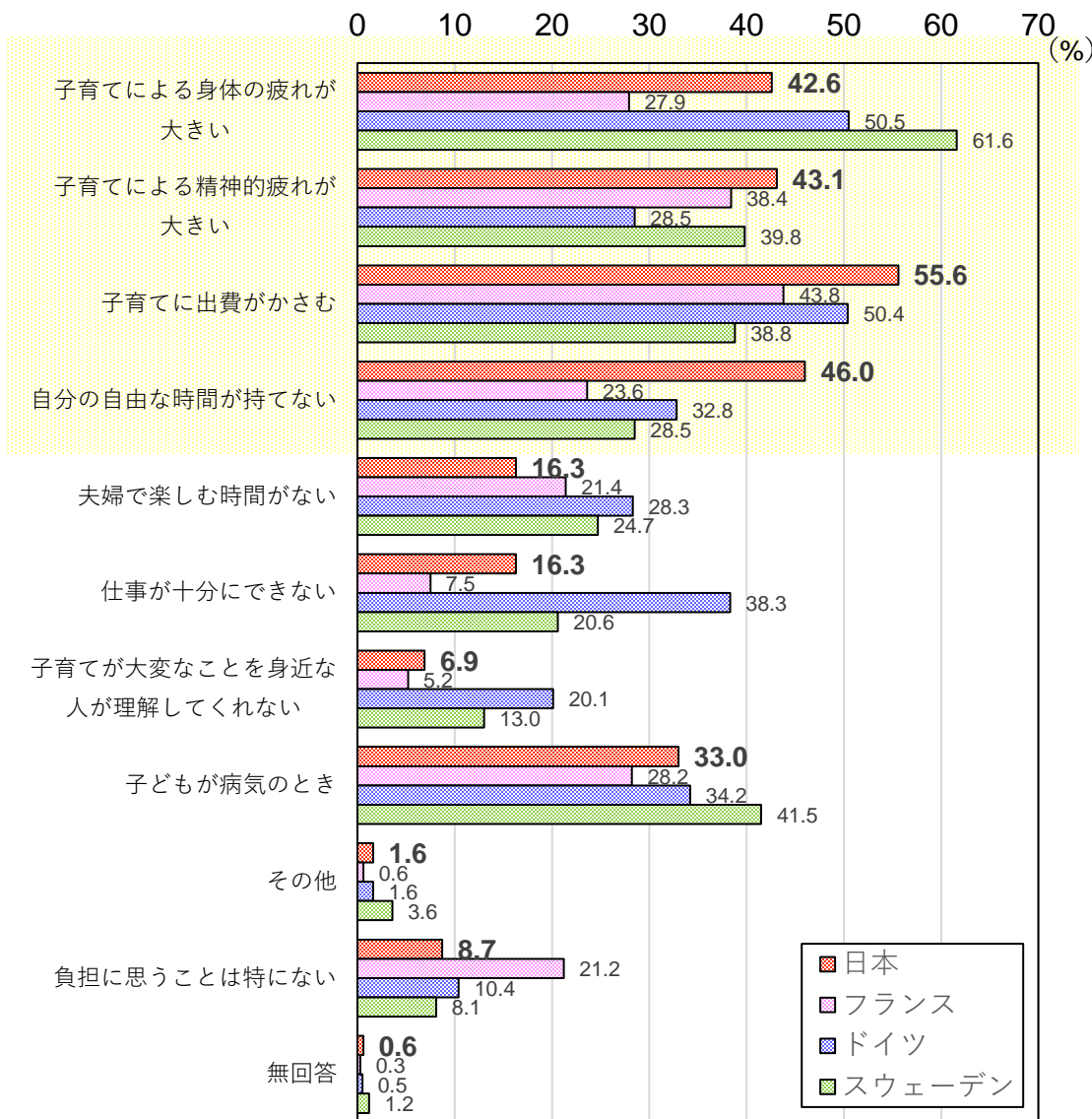
【虐待死の年齢別割合】



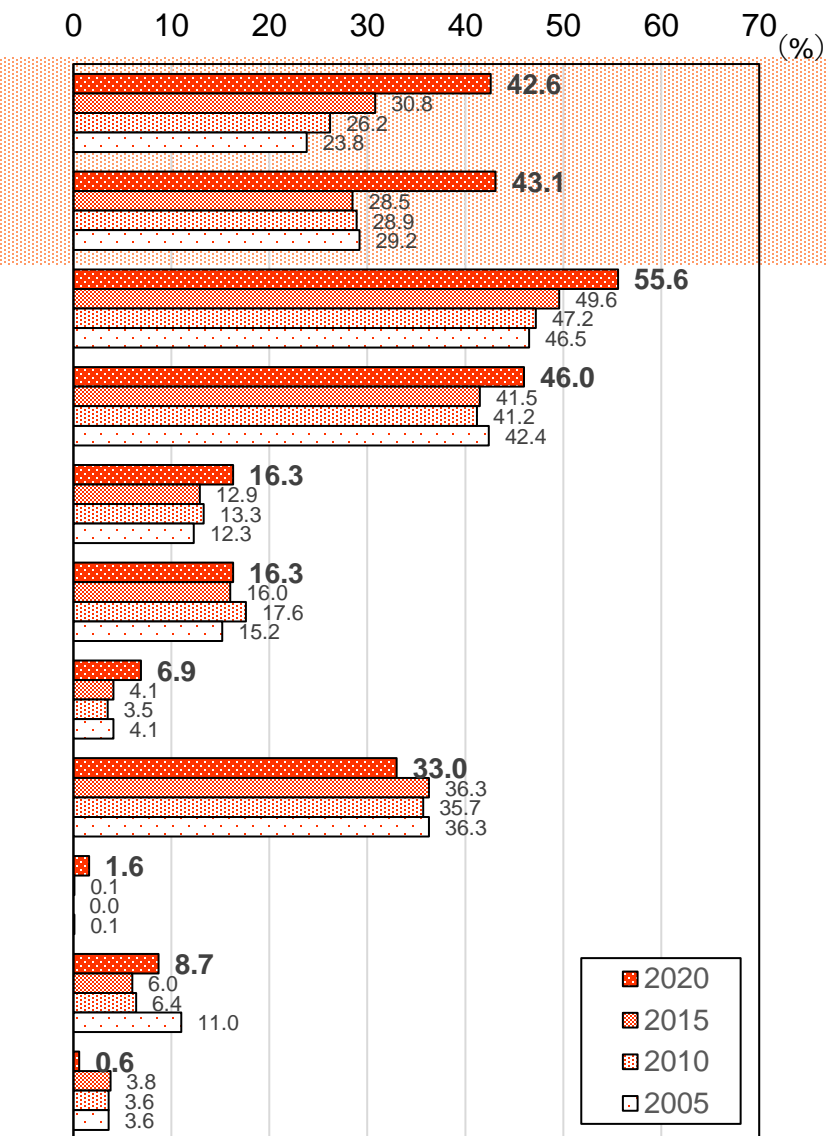
（資料）社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2020）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」

子育てをして負担に思うこと（国際比較、経年比較）

【日本、フランス、ドイツ、スウェーデン4か国比較（2020）】



【日本の経年比較（2005～2020）】



（注）2015年以前は「無回答」は「わからない」という項目を選択した者の割合

（資料）内閣府（2021）「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」

0～2歳児への支援の現状 ～未就学児の現状(2019年)～

0～2歳児 (290.3万人)

**未就園で育児休業手当も
受けていない**

48.3%

育児休業取得(育児休業手当付)
14.2%

**保育所 (30.8%)
幼保連携型認定こども園 (6.6%)**

カバーしているのは37.5%

3歳以上児 (294.7万人)

未就園児 1.9%

**保育所 (42.4%)
幼稚園 (38.9%)
幼保連携型認定こども園
(16.8%)**

98.1%をカバー

※ 育児休業取得者は、厚生労働省「雇用保険事業年報」、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」による2019年度に新たに育児休業を取得した女性の人数をもとに算出

子育て世代の生活基盤の変化とこれまでの政策展開の評価

0～2歳児（290.3万人）

未就園、育児休業手当なし
48.3%

- 権利性のある給付の対象となっていない（支援されているという実感が持ちにくい）
- 事業か所数は増えていても、必ずしも実際に利用できる状態にはない（一時保育が定期的な利用者で占められ、急に必要となっても利用できないなど）

育児休業取得（育児休業手当付）
14.2%

保育所、幼保連携型認定こども園
37.5%

- 量的拡充は進むも、都市部では
 - ・ 依然として入所が間際まで決まらず、復職が不透明
 - ・ 短時間就労だと優先度が下がり入所が困難
 - ・ 待機児童となったときにいつまで待機が続くか見通しが立たない
 - ・ 自力で保育を調達する手段が極めて限定

3歳以上児（294.7万人）

未就園児 1.9%

保育所、幼稚園、
幼保連携型認定こども園 98.1%

- 3歳以上児については、ほぼ皆幼児教育・保育を達成
- 2019年度からは無償化も実現

- 継続就業率は5割を超えたが、依然として半数弱が出産を契機に離職
- 離職した者や雇用保険加入対象外の者には、所得保障はない（育児休業の取得自体も困難）

- 3歳以上児は幼児教育無償化によりほぼ皆幼児教育・保育。一方3歳未満児への支援はその半数近くが空白状態。

→ 0～2歳児への「皆支援・保育」体制の確立

- 出産前はほとんど家庭が共働き化。出産・育児に伴う休業や離職により収入が激減。（「ジェットコースター」問題）
- 出産年齢の上昇、不妊治療の増加、経済状況や不安定就労等子育て家庭のストレスの増大等に伴う肉体的・精神的負担の増加

→ 休業、離職に伴う収入減の補償と就業に対応する保育のどちらか、あるいは組合せで必ず保障

→ 一時預かりや訪問家事支援など肉体的・精神的負担に対応するサービス供給量の増加と利用権の保障

収入確保のための給付
 （出産前後の休業・離職期間の収入減への補償と保育サービスの接続、組合せ）

子育て負担軽減のための給付
 （介護保険サービスのように権利性のある子育て支援サービスの利用保障）

1. こども・子育て支援の充実

（1）基本的方向

- これまで、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化などに取り組み、大きな成果も見られるが、少子化の流れを変えるには至っておらず、少子化の危機的な状況から脱却するための更なる対策が必要
- 今後、こども家庭庁の下で「こども大綱」を策定する中で、特に、現行制度で手薄な0～2歳児へのきめ細やかな支援が重要との認識の下、「未来への投資」として、社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築すべき
- 恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、「骨太の方針2022」の方針に沿って、全ての世代でこどもや、子育て・若者世代を支えるという観点から、支援策の更なる具体化とあわせて検討すべき
- まずは（2）に掲げる支援策の具体化に取り組み、これも含め、こどもの視点に立って、必要なこども政策が何か、体系的にとりまとめることが重要であり、来年度の「骨太の方針」において、将来的にこども予算の倍増を目指していく上での当面の道筋を示していく必要
- 0～2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要

（2）取り組むべき課題

① 全ての妊産婦・子育て世帯支援

- ・ 妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実（0～2歳児の支援拡充）☆☆
- ・ 全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備 ★
- ・ 出産育児一時金の引上げ（42万円→50万円）と出産費用の見える化（後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みの導入を含む） ☆
- ・ 不妊治療等に関する支援 ★

② 仕事と子育ての両立支援（「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の是正）

- ・ 育児休業後において切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、予め保育の枠を確保できる入所予約システムの構築 ★
- ・ 子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進 ★
- ・ 育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設 ★
- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への更なる支援 ★
- ・ 自営業者やフリーランス・ギグワーカー等の育児休業給付の対象外である方々への育児期間中の給付の創設 ★

（3）今後の改革の工程

① 足元の課題

- ・ （2）☆の項目

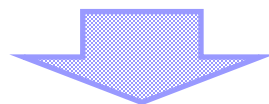
② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

- ・ （2）★の項目
- ・ 「骨太の方針2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
- ・ 0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充など幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実について恒久的な財源とあわせて検討

IV 伴走型相談支援と健幸サポート モデル事業への期待

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022.10.28閣議決定）」

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。



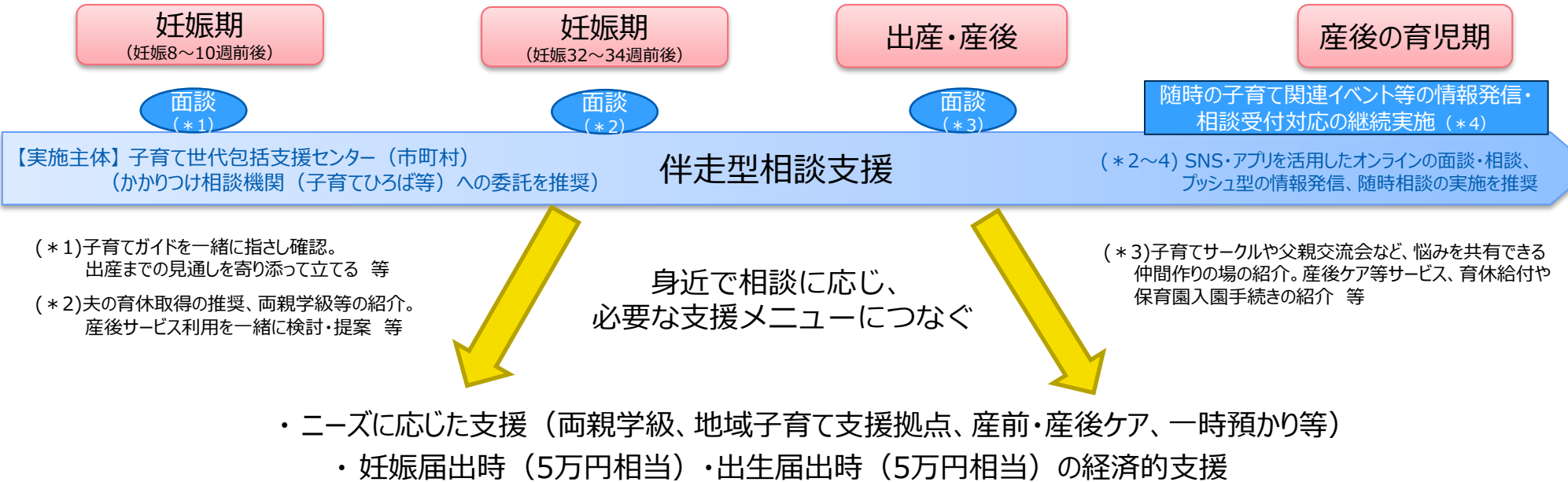
**2022年度第2次補正予算(1,267億円)、
2023年度政府予算案(継続実施分370億円)において
「出産・子育て応援交付金」が予算措置**

出産・子育て応援交付金の概要（厚生労働省資料より）

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や 継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連 用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施



「経済的支援の対象者」令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

「経済的支援の実施方法」出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

実施主体

市区町村（民間等への委託も可）

補助率

国 2/3、都道府県 1/6、市区町村 1/6 ※ システム構築等導入経費は国 10/10

※ 詳しい資料はここからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29323.html

伴走型相談支援の実施体制（厚生労働省資料より）

- 実施主体は、妊婦との接点の入口となる妊娠届出の窓口で、保健師・助産師等が配置された市町村子育て世代包括支援センター等
- 一方、本事業の面談対応は、保健師等の専門職の知見を必ずしも要するものではなく、各自治体の人員体制や地域資源等の地域の実情に応じて実施体制を柔軟に構築した上での対応を可能とする観点から、**面談の実施機関・実施者**は、以下のいずれでも可とする。
 - ・ 市町村（**子育て世代包括支援センター等**）の**保健師・助産師等**、又は一定の研修を受けた**一般事務職員・会計年度任用職員等**
 - ・ **身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育所等**の、一定の研修を受けた**保育士・利用者支援専門員・子育て支援員等**
- **出産・子育て応援交付金**にて、**伴走型相談支援の体制整備に係る予算を計上**しており、地域子育て支援拠点等への委託等も可能

市町村による伴走型相談支援体制の構築のイメージ例

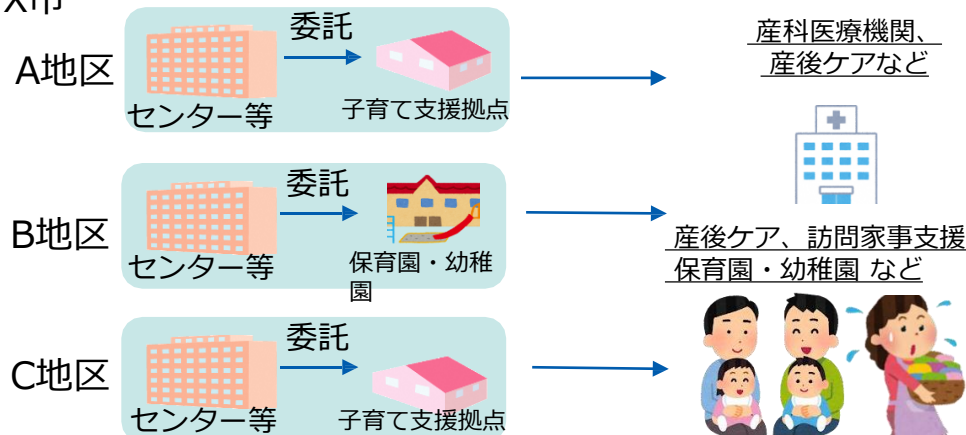


※ 面談は、保健師や助産師等のほか、一定の研修を受けた市町村の一般事務職員や保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等による実施も可

※ 特に、妊娠8か月頃の面談、出生届出後の面談については、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点や保育所等の相談機関への委託を推奨

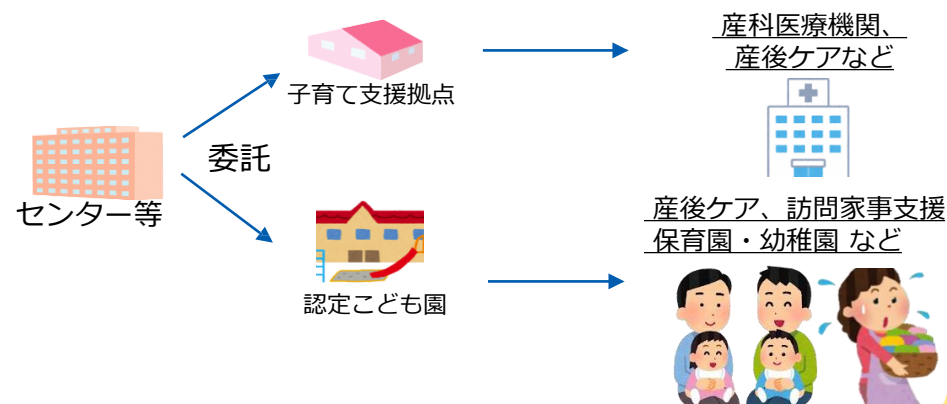
モデル例1(大規模自治体)

市内3箇所のセンターそれぞれが市内の特定の地域子育て支援拠点、保育所・幼稚園等に事業委託をし、各センター管轄内で事業を実施
X市



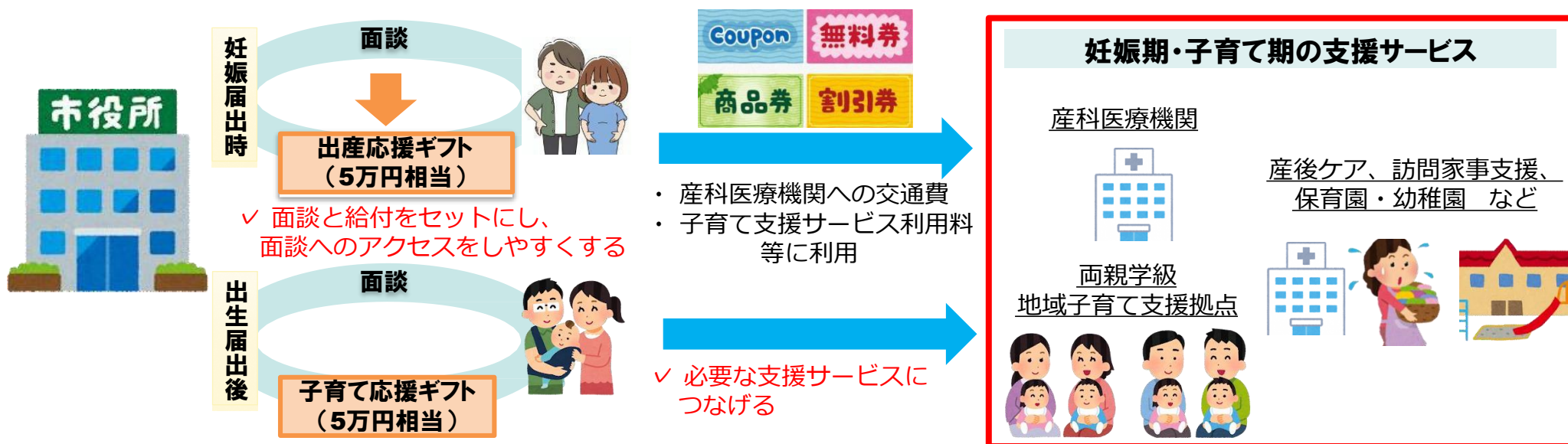
モデル例2(小規模自治体)

市内1箇所のセンターが市内の地域子育て支援拠点と認定こども園の2箇所に委託し、同センター管轄内を分割して事業を実施
Y町

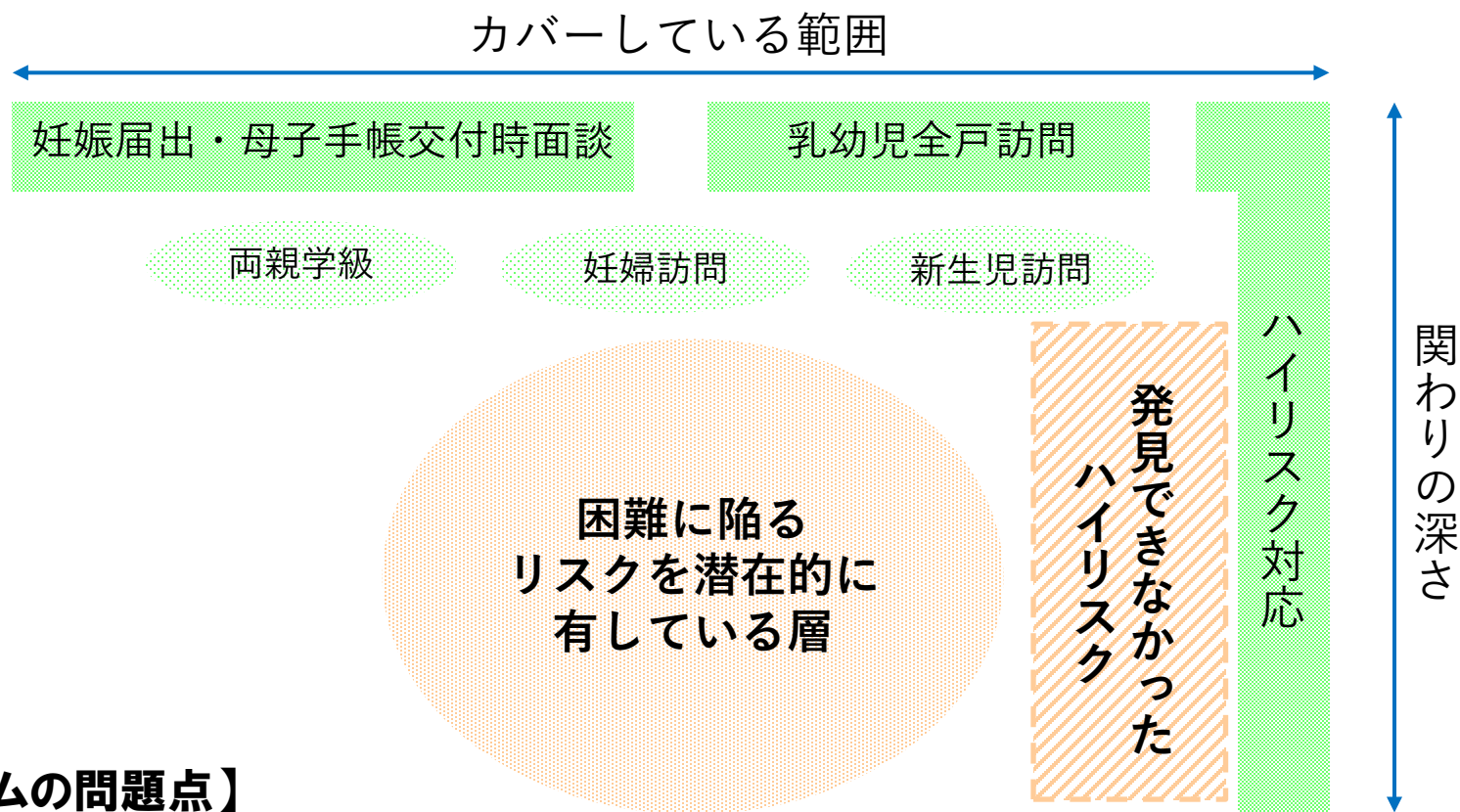


経済的支援の趣旨は支援サービスの利用促進 (厚生労働省資料より)

- 伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援ギフト）は一体として行うこととしているが、その趣旨は、出産・子育て応援ギフトの支給により、
 - ・ 妊婦や子育て家庭が**伴走型相談支援の実施機関にアクセスがしやすくなり**（インセンティブ付与）
 - ・ 必要な方には、産後ケアや一時預かり等の利用者負担の軽減などにつながる経済的支援の活用と組み合わせながら、**妊婦や子育て家庭が必要な支援サービスの利用を具体的に相談・調整し**、
 - ・ その結果、必要な支援メニューが確実に妊婦や子育て家庭に届くこととなり、伴走型相談支援の事業の実効性がより高まる
 というものである。
- そのため、出産・子育て応援ギフトについては、**妊娠届出時（5万円相当）と出生届出後（5万円相当）の2回に分け、面談を受けてアンケートに回答した方に対して支給することとする。**



現行の支援システムがどこまでカバーできているか



【現在のシステムの問題点】

- 大きな労力を有するポピュレーションアプローチに手を取られ、予防的アプローチまで手が回らず、虐待の事後対応に追われている。
- 接触機会が限定されたポピュレーションアプローチでは、問題を捉えきれないケース、困難に陥る可能性があるにもかかわらず予防的なアプローチが展開できていないケースが少なくない。
- 困難を抱える者に限定したアプローチは、提供側（必要なケースに限定）、需要側（利用者の抵抗感（「特定妊婦」、「養育困難家庭」））双方の要因から、必要な人に支援が届かない。

→「こども家庭センター」ができてアプローチが変わらなければ何も変わらない。すべての子どもと子育て家庭を対象としたアプローチ(伴走型相談支援と支援サービス)が予防的なアプローチの入り口となる。

一般の未就園児のいる家庭が利用できるサービスの現状

産後期の家事・育児支援

〈高齢者：ホームヘルプ〉

- 子ども・子育て新制度の対象事業外（制度化されていない）
- 市町村独自事業としても、63.5%の市町村で、ヘルパーを派遣する制度が存在していない

※ 2020年三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査

一時預かり

〈高齢者：デイサービス〉

- 事業計画の目標1,134万日に比べて実績が半分以下（521万日、2019年度）

※ 幼稚園の預かり保育を除く

- 未就園児1人あたりにすると年に3日程度

※ 実際には定期的な利用が多く、ほとんどの人には利用可能なサービスになっていない

ショートステイ

〈高齢者：ショートステイ〉

- 事業計画の目標15.6万日に比べて実績が半分程度（8.8万日、2019年度）

- **行政による配給制度（措置制度）によるサービス提供が続いていて、ニーズが顕在化せず、存在しないことにされている**

喩えて言えば、介護保険の始まるはるか以前の高齢者介護サービスのような状態

- **潜在的なニーズは増大している**

養育困難家庭に対する養育支援訪問事業は、事業計画の目標値（15.6万人日）を超える18.5万人日の実績

“健幸サポート”モデル事業への期待

すべての子どもと子育て家庭に届く支援の実現

- 接触機会の限定されたポピュレーションアプローチ、対象を限定した結果必要な人に届かないハイリスクアプローチという今のシステムの限界を乗り越えたい
- 「3回の面談+アンケートへの回答=伴走型相談支援」ではない。面談を通じて、産前産後の時期のすべての子どもと子育て家庭を対象とした支援につなげ、拾いきれないニーズを汲み取る

地域の相談支援機関(地域子育て支援拠点等)とのつながり

- 出産・子育ての悩みや問題は、健康面だけでなく、仕事のこと、お金のこと、人間関係のこと…etc.多岐にわたる(しかもそれらが相互に影響)
- 妊婦さんの健康体操などをきっかけに地域子育て支援拠点など身近な相談支援機関につながるよう工夫を(コラボで実施など)

子どもが生まれた後に利用できるサービスの整備・充実も

- 10万円の経済的支援の主眼は、子育て支援サービスの利用料負担の軽減
- 産後の訪問家事支援や一時預かりなどが、高齢者介護の居宅サービスのようにあたりまえに使えるように、サービスの事業化(制度化)と担い手の拡大